

# 予 算 決 算 常 任 委 員 会 総 務 民 生 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和2年10月8日(木) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重村委員長、岩藤副委員長、林委員、三輪委員、吉津委員、橋本委員、中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員、綾城委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長、山下次長
8. 協議事項  
9月定例会本会議(10月5日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 なし

## 会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後2時4分
- ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和2年10月8日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

**重村委員長** おはようございます。ただ今から、予算決算常任委員会総務民生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡潔に行っていただきますよう、お願いします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いします。これより、10月5日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について、審査を行います。それでは、9月定例会 議案第19号「令和元年度 長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、議会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** 議会事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

**重村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終了します。次に、総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** 補足説明につきましては、配布しております資料に基づきまして令和元年度の主要な施策等において、歳出・主要な施策を中心に説明させていただきます。総務課所管につきましては、決算書69ページ、70ページ、第1目「一般管理費」、主要な施策の報告書12ページの職員研修事業では、職員研修費のほか、人事交流に伴う派遣職員の住宅費が主な支出の内容となります。令和元年度の人事交流といたしましては、山口県には、市町課と観光政策課に、下関市には観光政策課に、後期高齢者医療広域連合には総務課に、また災害業務派遣として南三陸町に職員を派遣しております。次に、決算書89ページ、90ページ、第9目「電算管理費」、主要な施策報告書18ページの自治体クラウドによる情報システム導入・運用事業では、本年4月から県内7市町によります、自治体共同クラウド供用開始に伴うデータ移行費用等によるものでございます。最後に、決算書101ページ、102ページ、第29目「庁舎建設費」、主要な施策報告書23ページ、本庁舎建設事業の主な工事内容といたしましては、昨年8月末に完成いたしました新庁舎の建設、既存庁舎の解体さらに別館等の改修を実施したところでございます。

**重村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**中平委員** それでは、決算書 70 ページ、1 目「管理費」「001 職員人件費」について質疑をしたいと思います。令和元年度に綾城委員から、障害者雇用の質疑に対して担当課長が「今年度から初級事務の採用試験については、受験資格を緩和したい」という旨の答弁がございました。その受験資格の緩和ということに対して実績と言いますか、効果はどうだったのかをお尋ねいたします。

**井関総務課長** 昨年の綾城委員さんのご質問と被る部分もありますが、平成 30 年度までの受験資格といたしまして、障害者手帳の交付を受けられている方で、自力により通勤ができ、介助なしに職務の遂行が可能な者、もう一つ目が、活字印刷による試験ができ、口頭による面接に対応できる者の要件を示しておったところがございますが、令和元年度からは、それまでの障害者手帳に加えまして、療育手帳、精神障害者の保健福祉手帳の交付を受けられている、全ての方を対象として募集を行ってきたところがございます。ただ、今年度の募集にあたって、活字の印刷文による試験に対応でき、口頭による面接に対応できるという要件のほうは残しているところがございます。

**中平委員** 続けます。今の課長の答弁であると、やはり口頭で意思疎通ができない者は受験資格がないという認識でよろしいですか。それとも、変化というか、改善はされたのでしょうか、お尋ねいたします。

**井関総務課長** 口頭での意思疎通という面に関しましては、非常に難しい問題ではございますけど、採用時、面接時においても、その者の考え方なり思いといったものをお聞きする中で業務の内容であったり、配属先の部署であったりというところを判断していく必要がございます。ですから、現時点である程度意思疎通は必要であると考えてはおるところでございます。しかしながら、自治体として今後採用に向けた何らかの検討はしていくべきだと考えておまして、そういった方々に支援員の必要性があるのか、また、業務内容等による体制整備も含めまして、諸団体なりそういった関係施設の方々にも意見をお伺いしながら今後、そのようなことを撤廃できるかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。

**中平委員** 続けます。長門市の障害者の雇用は法定雇用率どおりなのか、守られているのかをお尋ねいたします。

**井関総務課長** 法定雇用率につきましては、平成 30 年度から本年に至るまで 2.5%でございます。平成 30 年におきまして法定雇用率 2.5%に対しまして、本市では 2.7%、元年度が 2.5%に対しまして 2.72%となっているところがございます。ですから法定雇用率はクリアをしているところがございます。

**中平委員** 続きますは決算書 70 ページ、「一般管理費」「010 職員研修事業」

報告書は12ページでございます。この事業に対して執行率が前年に比べて低いのはなぜでしょうか、お尋ねします。

**井関総務課長** 平成30年度が執行率96.4パーセント、令和元年度におきましては77.7パーセントと資料のとおりでございますが、この主な要因といたしましては、一つ目は山口県の東京事務所で派遣職員が決まっているもので、前回の派遣時を参考にいたしまして3月中に東京事務所での事前研修や引き継ぎ事務の実施といったところを見込んでおったところでございますが、今回新型コロナウイルス感染症拡大のために東京に行くことができなくなったということで、その執行残というところがございます。それと、これも令和2年度にかけて派遣職員が新たに3名新規で受けたわけでございますが、こちらのほうも3月のアパートの借り上げに係る費用が予想よりも、見込みよりも少なくて済んだことによる執行残でございます。また、年度末3月に会計年度任用職員制度が4月から始まることを前提として、接遇研修を予定しておりましたが、これも新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、配慮して中止したことによる、この3つが主な執行率の減によるものです。

**中平委員** 職員研修を受けられた結果、職員にどのような効果が表れましたか。お尋ねします。

**井関総務課長** 職員が減少する中で少数精鋭による効率的な行政運営が求められているところがございます。職員研修事業においてはひとつづくり財団が行う研修、また市が独自に行う独自研修、それと他の自治体との人事交流に伴う派遣研修により構成しているところがございます。人事交流、特に効果があるということでは派遣というところが挙げられているところがございます。派遣に行った方々からの意見を聞くと、特に県に派遣に行った職員の意見を聞きますと、年齢や役職に関わらず、マクロ的な視点がございます。国の動向なども含めて自己の業務範囲に関わらず、広く情報収集を行っている事、それと職員等の数にもよりますが、非常に係員の事務がコンパクトで、その事務を深く掘り下げておこなえており、基本的な体制が取れているなど、こういったことを報告を受けており、今後もそういったことを本市でも生かしていきたいと思っております。ただ、研修は様々な、他にも研修を行っておりますが、一朝一夕になかなかその成果というものが表れるわけではございません。研修事業は総務といたしましても未来への投資と考えておりますので、繰り返しこういった研修を行い、職員の資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

**中平委員** 職員研修は実務だけではないと思えます。まずメンタル疾患等のケアはどうされていますか。

**井関総務課長** メンタルヘルスにつきましては、本市に限らず全国的にも自治体の方で、家庭環境や仕事上での不安や悩み、ストレスを感じる職員というの

は増加傾向にあるところでございます。特に職場環境への対応といたしましては職員の心の健康問題は個人の問題ではなく組織運営上において重要な課題と認識をしております、事業主の責務として職員の健康づくりに取り組んでいけるところではございます。近年、主には職場において職員に対して指導的な立場となる係長及び主任級以上の職員を対象にラインケアを実施しております、各職員におけるメンタル不調者の早期発見、あるいは面談時の注意事項、その対処方法等について研修をしているところでございます。また研修を受けた職員につきましては意識付けが図られて主体的にも職場内の目配り、気配りを行っていただけているものと考えております。また、今年度、令和2年度からではございますけど、働き方改革の一環といたしまして、出退勤の確認ができますシステムの導入をしているところでございます。これによりまして、管理職が職員が時間外勤務を申請を行う際に、システム上において現在の時間数の確認、1ヶ月の時間数、2～6か月の平均時間、1ヶ月の時間数、こういった時間数を確認できますので、その都度時間数に応じた業務の方に体制や見直しといった、所属長の判断により早期に体制が図れるものではないかと考えておるところでございます。

**中平委員** コンプライアンス研修はどうされましたか。

**井関総務課長** コンプライアンス研修がこれまでもいろいろ議員の皆さまからコンプライアンスというところでご指摘をいただいておりますが、最近特に多いのが交通事故とかそういったところでも、先ほども申しましたけど、毎年公用車の事故というのがなくなることがなく、9件程度発生をしているところでございまして、度重なり委員さんからご指摘を受けているところでございます。令和元年度においては、4件、令和2年では1件発生となっており、議会のほうにもご報告をさせていただいているところでございます。これを受けまして、昨年の12月に長門警察署の交通課のほうにお願いをいたしまして、職員の指導的な立場にある管理職を対象といたしまして交通法規の遵守、交通安全意識の向上の徹底を図る研修を行ったところでございます。また、研修を受けた管理職については各職場に戻られて研修内容の共有を図るとともに職場内での朝礼やミーティングの際に無事故無違反の安全に関する注意喚起の徹底及び指示を行っているところでございます。また今年度につきましては新型コロナウイルスの感染で全体的に研修の中止や延期がございまして、今年度はまだ交通安全等の研修はできておりませんが、年度内には状況を見ながら開催していきたいと考えているところでございます。

**中平委員** この研修事業、報告書の12ページに載っております、課題のところにもスマート化ないしICT化に向けた研修など時勢に応じた取り組みを検討する必要があると書かれておりますが、具体的にはどういうことか、お尋ねい

たします。

**井関総務課長** 昨今、情報技術の推進が著しいものがございます。最近においては国のほうがデジタル庁の創設というふうな動きもございまして、特に働き方の取り組みとしてデジタル技術を用いた業務効率化も求められているところがございます。さらにコロナ禍も加わりましてテレワークの推奨、テレビ会議システムを用いたリモート会議など、職員の働き方というものも変わってきている、大きな転換期を迎えようとしているところがございます。行政においても同様でございまして、2025年までには行政システムの統一化といったところも国の方では検討されており、こういったデジタル技術を活用しまして業務を改善していくことが必要になってきます。また市民サービスにおきましても、行政手続きのICT化を図ることによりまして、市役所に来庁されなくてもインターネット等で受け付けが可能となる取り組みなどを今後推進していく必要もあるのではないかと考えております。こうしたことから、デジタル技術を活用して推進していける人材育成の研修などを今後検討していきたいと考えているところがございます。

**林委員** 決算審査にあたって、いろんな膨大な資料を読み込んでいかなければいけないということがあります。その資料の一つに令和元年度、元号は変わっていませんから平成31年度当初予算の審査の時にこの総務民生分科会でどういふ議論があったのかということに着目をいたしました。それでこの職員研修事業に絡めて1点ほど副市長の見解をお尋ねしたいんですけども、これは当時予算決算委員長をしておりまして、オブザーバーという立場で発言できなかったんですが、当時吉津委員長が議事を仕切られておりましたので、発言を許可されてそういう質疑がされて、副市長がお答えになったと。何をお答えになったかというのを覚えていらっしゃらないと思うので、今から私が言いますので、これについての所見をお伺いしたい。「私新年度予算の長門市さんの査定に初めて加わらせていただきました。私のつたない経験から申し上げますと、1つ、いささか意外でございましたのはいわゆる予算の、当初予算の概要を記者発表資料の概要を皆さん、ご覧になったと思います。その中に新規で何事業であるという表があったと思います。新規事業がいくら、私が意外に思ったのは廃止件数が実は書かれてございません。今委員がおっしゃいましたスクラップ件数、私のつたない経験で申し上げますスクラップアンドビルドという中で、私、行政の仕事をしてまいりましたものですからちょっと長門市の方ではそういうお考えがないのかということで、財政当局に聞いてみましたが、どうも威張って出せるような件数がなかった。だからそこはおっしゃいますようにぜひスクラップと言いますか、見直すということをご心掛けていけば自然と出てくるものなんですね。しかし本市ではビルドの方に注力されているらしいがござ

いましたので、ご指摘がございました新年度に向けてもう一度全庁を上げてそのあたりの取り組みを進めてまいりたいと思います」というふうに答弁されています。実はこれはむしろ確定した決算を通じて行政財務が判断をされるべき問題だと思っておりますので、当然今回の事務事業、500近い事務事業を精査されて、次年度どういうふうに反映させるのかというそのスクラップアンドビルドのお考えをお持ちなので、そのあたりの御所見を副市長に聞いてこの質疑を終わらせていただきます。

**大谷副市長** 私の2年前の答弁を引用されてのご質問でありました。私はその当時申し上げた所感と言いますか、これについては今も引き続き堅持、持っております。やはり事業というのはサンセット事業というように、例えば3年経ったら時勢は変わってくるわけがございますので、その新たにビルドされたものがいつまでも残るといえることはあってはならないと思っております。市民のニーズというものは時々変わってまいります。そこを常に検証してスクラップし、ここは見直さないといけないものではないか、そういう形でビルドしていく形が本来の予算の在り方であろうと思っております。今回、この決算に関してどれだけスクラップしてビルドがあったかとか、「来年度」と発言する者あり）来年度に向けてですね。これは確か本会議の場でも、田村議員からスクラップ・アンド・ビルドをちゃんと徹底しろというようなご質問もあったというふうに記憶しておりますけれども、私自身、今当初予算編成方針と言いますか、今月には各部局に指示を出すところでございますけれども、当然、市民の皆様にごだけスクラップして、そしてビルドしていったか、この件数が出るようにしっかり指示を出しておるところでございます。そのあたりはまた編成方針の内容等をご覧いただき、ご確認をいただきたいと思っております。この件については、ご指摘のように私は常々この考えを持っておりますので、しっかり職員の皆様に指示をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

**重村委員長** 多少、大所からの質問になりましたけれども、ただ今の職員研修事業について、関連を受けたいと思っております。ご質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、他の質疑をお受けいたします。

**中平委員** 決算書102ページ、本庁舎建設事業、報告書は23ページです。本庁舎建設事業は、駐車場以外の工事は終了されましたが、令和元年9月からの本庁舎の有効活用はどのようにされたのかお尋ねいたします。

**井関総務課長** それではお答えをいたします。昨年の9月から供用開始と、この庁舎はなったわけですが、それ以前、またそれからこの庁舎の利活用について、やはり市民の親しみのある場としてどういったことができるのかといったところは検討してきたところでございます。そのひとつの一環といたしまして、玄関前の市民広場におきまして、本年7月からではございますけれ

ども、コロナ禍の中で青空テイクアウトといったところをこちらの本庁舎の方に移しまして、試行的ではありますが、そういった料飲組合、その他移動販売車等による利活用といったところを今試行的に行っているところであり、曜日としましては水曜日と木曜日の 10 時半から 12 時半と限られた時間ではございますけれども、弁当のほうも、弁当、パン、移動販売車の昼食といったところも完売になるという盛況を見せておりますので、今後は市民広場又は駐車場の利活用も含めた検討を更に進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**三輪委員** それでは決算書 102 ページ、報告書 23 ページの本庁舎建設事業費におきまして関連の質問をいたします。この庁舎建設にあたりまして、平成 29 年 12 月 15 日の総務民生常任委員会で本庁舎建設工事に係る契約案件の議案を可決するにあたり、市内経済の活性化を第一に捉え、市内業者が可能な限り下請け工事に参加できるよう請負業者に対し強く要望されたいと附帯決議を付けました。この附帯決議に対してどのような対応をされたのかお伺いをいたします。

**井関総務課長** それではお答えをいたします。市内業者の下請け活用や資材調達につきましては、業者のほうに強く要望といったところでございますけれども、なかなか市としてできる範囲というのも限られているところはございました。ただ毎月の定例会におきましては、市内業者の活用について働き等も行うとともに、資材活用についても月ごとの活用実績の提出を求めることによりまして、実績の把握と審査に努めてきたところでございます。また、工事に限ったことではございませんが、長期の工期といったこともございまして、何と申しましょうか、市内の飲食店や宿泊とか、そういったところの効果というものもあったのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

**三輪委員** 続きまして、建築工事の入札にあたって、加算点 10 点のうち地域貢献度を県内の標準の点である 2 点の倍の 4 点という配分をされました。これは地域貢献度を重要視し、地元業者の活用で市内の経済波及効果を期待されたものでありますが、実際に入札にあたって落札された業者の地域貢献度は 2.5 点であると、入札業者の次点でありました。それで今回、この決算にあたって地元貢献度を重要視と言いながら、次点の業者が実際には落札されたわけですが、この理由をお尋ねいたします。

**井関総務課長** それではお答えをさせていただきます。落札者につきましては、総合評価落札方式で行っておりまして、これにつきましては入札金額をもって落札者を決定するのではなくて、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、あと地域貢献度の評価項目を技術評点評価として、その評価点を入札価格で除して得られた価格値により落札者を決定したものでございます。建設工事におきましては、議員さんの言われましたように、地域貢献度の評価項目では確かに

次点でというところではございましたけれども、他の技術評価項目の合計ではその落札者のところが最高点であり、入札価格も最低価格であったことから、評価値が最高得点となった落札者を決定したところでございます。

**三輪委員** 続きまして、その請負業者の地域貢献度について、どのような評価をされておられるのかをお尋ねいたします。

**井関総務課長** それではお答えをいたします。本庁舎建設工事の下請け活用につきましては、提案の 15%以上、20%未満の活用率に対しまして、活用率が 17.02%、資材活用につきましては提案の 10%以上、15%未満の活用率に対しまして、活用率が 11.03%、企業数は下請けが 13 社、資材に関わるものが 10 社でございます。続きまして、電気設備工事の下請け活用でございますが、提案の 5%以上、10%未満の活用率に対して、活用率が 5.27%、企業者数は 5 社でございます。最後に機械設備工事の下請け活用でございますが、提案の 20%以上の活用に対しまして、活用率 20.3%、企業数は 3 社でございます。3 工事とも提案内容を履行されておりまして、総合評価方式により提案内容を担保できたと考えており、市内企業の活用にとっても効果があったと考えているところでございます。以上でございます。

**三輪委員** それでは、今回この報告書のラグビーワールドカップ長門市キャンプ運営事業では、1 億 2,457 万 5,000 円の経済波及効果があったと、数字を極めて細かくまで報告されていますが、本庁舎建設工事の経済波及効果はいかほどであったのかお尋ねいたします。

**井関総務課長** 工事の市内への波及効果、金額的なものでございますけれども、下請活用や資材調達に係る金額が合計で 7 億 4,464 万 2,168 円、それに加えて、元請けとなる共同企業体の構成企業に市内業者が並べておりますので、その出資割合の 30%分、9 億 4,845 万 60 円となり、これらを加えると、16 億 9,309 万 2,228 円となるところでございます。従いまして、3 工事の合計が今申しましたように全体工事費の中で 53.5%が割合としてあったと、市内への波及効果があったということにはなるところで、一定の効果があったものと考えているところでございます。

**三輪委員** それで、最後に、地元業者が下請けに入れなかった項目というのが多々あるわけですが、いざというときに地元業者が下請けに入っていないとメンテナンスの面で対応が遅れるのではないかというふうに懸念するわけですが、それを含めてメンテナンスについてのお考えをお聞きいたします。

**井関総務課長** 建設工事につきましては、瑕疵担保期間は契約者であり、建設者であります元請業者責任によりまして手直しや不具合の対応をしていただくこととしております。瑕疵担保期間を経過した分については不具合などがあつたときにつきましては、不具合の原因や復旧工法を把握するために元請企業の

構成員であります、市内企業にご相談をすることとしているところでございます。従いまして市内の下請業者が施工した箇所であっても、地元、市内の元請企業を通じましてメンテナンスができるものと考えているところでございます。**中平委員** 続きまして、基金費のことについて。まず、決算書 378 ページ (3) 「長門市職員退職手当基金費」でございますが、私が見ると前年度も増減は少なかったと思いますが、この基金の積立基準をお尋ねいたします。

**井関総務課長** 退職手当基金につきましては、平成 17 年 3 月に条例を定めておりまして、職員が勸奨等により定年前に退職し、当該年度の退職手当が著しく大きく多額になる、かつその財源の確保が困難であるときに財源にあたるために基金を適用したところでございます。また、この基金を積み立てる額につきましては、毎年 4 月 1 日現在の職員の給料月額合計額に 12 を乗じて得た額から当該年度の定年退職者に係る退職手当の額を控除した残りの額を基金に積み立てることとしておったところでございます。その後、団塊の世代の定年退職による退職者数の増加に伴いまして、退職手当の支給額が増えることが見込まれたことから、これに対応するために、平成 19 年 4 月に定年退職者に支給すべき退職手当に対しても基金が活用できるようにするとともに、積み立てる額についても予算で定める額に改正を行ってきたところでございます。基金の積立額及び基金残高につきましては、特段基準というものはございませんが、近年財源的に厳しい中においても、取り崩しのほうは行っていないところでございますが、将来的には団塊のジュニア世代などが退職者の多い年代も今後近づいてまいりますので、今後につきましては退職者数の推移を見ながら必要に応じて基金のほうも活用していきたいと考えているところでございます。

**中平委員** 続きましては決算書 380 ページ、基金の (16) 「庁舎建設基金費」であります。これ以前全協で説明があったと記憶しておりますが、この 4 億 9,512 万 1,000 円、今後どのように活用、運用されるのでしょうか、お尋ねいたします。

**井関総務課長** 庁舎建設基金につきましては、平成 26 年、27 年度で当初 10 億円を積み立てまして、現時点の残高につきましては、今議員がおっしゃるとおりでございます。庁舎建設基金につきましては、平成 29 年度の先ほど言いましたように全員協議会でご説明のほうをさせていただいておりますが、計画当初の財源計画では合併特例債を 30 億円、基金を 10 億円、残りを一般財源ということとしておりました。ですが、交付税算入割合の高い合併特例債をより活用することにより基金の取り崩しの額を押さえ、残った基金を今後の公共施設整備等の財源として有効活用する方針でございます。当時の説明です。従いまして、借入れ増加分の 70%の交付税算入分を除いた 30%分を減債基金に積み立て、残りの庁舎建設基金につきましては今後の公共施設の営繕・解体等に多額

の経費が見込まれることから、新たな基金を造成して積み立てることも現在検討しているところでございます。また、いずれにしましても条例になりますので、そういった基金の新たな条例案ということになればまた、議会のほうに提出をさせていただきご説明をしていくことになろうかと考えております。

**重村委員長** 総務課につきまして、質疑漏れありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、総務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆さまは自席で待機願います。

— 休憩 10 : 14 —

— 再開 10 : 15 —

**重村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** 企画政策課所管でございますが、決算書 77 ページ、78 ページ、第 6 目「企画費」、主要な施策の報告書 13 ページの定住促進対策事業では、これまでの取組に加え、新たな取組として、県と連携した移住支援金支給事業に取り組み、東京圏から本市への移住を実現させたほか、東京、大阪で開催された移住フェアを通じ、本市の魅力を発信したところです。また、主要な施策報告書 14 ページの地域おこし協力隊設置事業では、令和元年度退任者 2 名のうち 1 名が市内に定住し、県外転出の 1 名についても関係人口として在任中に整備のトレイルコースイベント実施などに関わっているところです。さらには、国際交流・多文化共生推進、やきとりのまち長門推進、特産品開発・販売促進のそれぞれの課題に取り組む 3 名が新たに就任し、隊員一連の活動を通じて、地域力の維持・強化を図っているところです。次に、決算書 91 ページ、92 ページ、第 10 目「ケーブルテレビ放送費」、主要な施策報告書 18 ページの光ファイバー網整備事業では、ケーブルテレビ網の災害時等における情報伝達の安全性を確保する耐災害性の強化と情報通信網の高速化を目指し、取り組みを進めているところであり、令和元年度においては、三隅地区全域及び湯本地区におけるケーブルテレビ幹線の光ファイバー化が完了したところです。

**重村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**橋本委員** 決算書 80 ページ、主要な施策の報告書 14 ページ「地域おこし協力隊設置事業」についてお尋ねいたします。新規事業として 3 つの事業がありまして 3 名の方が着任されておられますが、市としてどれだけの効果を期待されて任命されているのか、お尋ねいたします。

**堀企画総務部政策調整監** 地域おこし協力隊としての任務としては新たな担い

手として地域力の維持・強化を図っていくことを目標としているものでございまして、その中でも具体的には地域で生活し、地域おこしや農林水産業の応援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらうことを目的としております。この効果につきましては、特に地域の魅力発信、たとえば国際協力としてウェブツアー、模擬ツアーの作成等、本市が目指すインバウンド、更には産業振興に力を置いていくというふうに考えておるところでございます。

**橋本委員** 次に地域おこし協力隊の任務は3年だったんですよね。終了した後のアフターフォローについてお尋ねいたします。

**堀企画総務部政策調整監** 本市では本人のご意向を確認しながら、起業さらには就業等の支援を行っておるところでございます。任期終了後も本市への定住を実現していくために、地域で生活を行っていくための地域における自立、さらには経済的な自立が必要と考えておるところでございます。月に2回程度実施をさせていただいております担当者と隊員との個別ミーティングの中で、活動や生活の相談に加え、退任後の希望に沿った各種助成制度の紹介、起業や就業等の相談、また各種セミナーへの参加、各種資格取得への支援等を行っておるところでございます。具体的には助成制度といたしまして、長門市地域おこし協力隊起業及び事業承継の支援補助、さらには隊員の中には、県の事業としての中山間移住創業・事業継承支援補助金、さらには民間レベルではありませんけれども、萩山口信用金庫等が用意しております山口中山間移住創業金等の活用なども図られておるところでございます。こういった事業を利用するためにも、起業を希望する隊員には市が主催する起業塾への参加、さらには民間が開催する企業セミナーへの参加をお話をさせていただいているとともに、中小企業診断士への相談支援なども助言として行わせていただいているところでございます。

**岩藤委員** 今、地域おこしの関連なんですけど、課題のところは活動支援業務委託料の戻入が発生していることは課題であるというふうに記入がありますが、これはやはり任務が終わって、業務としてやっていこうというところに向けてのお金になると思うのですが、勤務中にきちんと見極めてそのお金を使ってほしいものか、例えば退任後も委託料が使用できるものか、そこをお聞かせください。

**堀企画総務部政策調整監** 主要な施策で課題として挙げさせていただいている内容についてのお尋ねと理解しています。主要な施策に挙げさせていただいている内容といたしましては、活動費ということで挙げさせていただいております。これにつきましては、最短で1年、最長で3年間の活動を支援する。例えばイベント企画等を考えておるところでございますけれども、地域おこし協力隊員の能力として、先ほど申しました本来の目的、私どもが考えております新

たな担い手として地域力の向上強化を図っていくという目的の中で、やはり提案としてそれに沿わないものというものについてはこちらも助言をさせていただく中で、いろいろと修正等をしていただいているところですが、その中でやはり提案的に採用ができないもの等もございまして、戻入等が発生している状況でございます。今後はこれについての助言についても強化をする中で、執行について全体的に考えていく努力をさせていただこうと考えております。

**三輪委員** 決算書の 76 ページ、報告書の 12 ページ、インターネットによる情報発信・収集事業についてお尋ねをいたします。総アクセス数、ユーザー数、ページアクセス数ともに前年度より増加をしているわけですが、担当課ではこの長門市のホームページの自己評価、何点くらいと考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

**村上企画政策課長補佐** 現在の長門市ホームページは平成 28 年 3 月にリニューアルをしておりますけれども、市政情報を市民の方に発信するほか、長門の話題とか市の取り組みにつきまして、シティプロモーションの一環として市外に発信をするという基本的な情報発信ツールとして運用をしております。アクセス数が伸びておりますけれども、昨年度につきましてはラグビーの世界カップとか長門湯本温泉観光まちづくり事業とか、関心を集める話題が多かったことから、かなり伸びたというような結果の分析をしております。自己評価点ということですが、点数を付けるとすれば 70 点くらいかなとは思っております。評価のポイントと言いますか、評価できる点につきましてはトップバナーとかを活用して旬な情報とか、大事な情報が目につきやすくするというような工夫をしているほか、長門の話題につきましては年間で 300 回以上更新をしておりますので、そういった市民、市外の方への情報発信に努めておるところでございます。

**三輪委員** 私は市のホームページはしょっちゅう開かせていただいて、欲しい情報にはすぐにはたどり着けるんですが、初めて訪れる方が果たして自分の欲しい情報にすぐたどりつけるのかということは、聞いていないから分かりませんが、今後、このホームページを改善したい点があればどのような点を改善したいのか、お尋ねをいたします。

**村上企画政策課長補佐** 改善すべきポイントでございますが、議員さんおっしゃるように情報になかなかたどりつけないというご意見もいただくことがありますし、各課によって情報のばらつきがあるということも課題として認識をしております。これらについては担当者への研修とか指導を随時行い、情報量の充実を図っていきたくと考えております。また、それ以外に動画コンテンツとか SNS との連携など、タイムリーで分かりやすい発信ということに取り組んでいきたくと考えております。

**三輪委員** 続きまして 78 ページ、報告書の 13 ページ、定住促進対策事業についてお尋ねをいたします。事業の成果・課題のところでは移住者が 20 名に達しなかったと、今後は空き家利用を含めたマッチング機能の強化に努めると記載をされておりますが、それだけではなしに移住したいと思う方に長門市、引き付ける魅力がいまひとつなかったのではないかというふうには私は理解しておりますが、担当課としまして、市内定住に向けて今長門市に何が足りないと考えていらっしゃるのかお尋ねします。

**堀企画総務部政策調整監** 委員ご指摘のとおり、私どものほうとしても総合政策的な課題もあろうと考えております。その中でもこれまで定住関連事業を振り返りますと、生活環境だけでなく、生活基盤であるところの仕事について、移住者の一番の関心ごとであると感じております。そうした中で、昨年 10 月に開所をいたしましたしごとセンターとの連携については非常に重要であろうというふうに考えております。さらに子育て世代に選ばれるまちとして標榜しております中で、結婚、出産、子育て支援など総合的な施策を進めていく必要があろうと考えております。個別に課題を挙げてみますと、主要な施策にも挙げさせていただいたとおり、住居の選択の少なさの解消をするための空き家物件の登録というのも課題であろうと考えております。そうした中で、令和元年度事業におきましては先住移住者へのヒアリング等によって新たな課題対応として移住者から注目を集めている向津具においてのお試し暮らし施設、それから移住コーディネーターもセットで配置をした、こういった中で、移住者の経済的かつ精神的な負担の軽減を図る取り組みをモデル的に始めたところでございますけれども、こうした事業についても今後は空家数の限定というような、いろんな形になってきておりますので、今後はまちづくり協議会、地域との連携の強化、さらにはお試し暮らし施設を最大限に活用した移住ツアー等についても検討を積極的に行っていきたいというふうに考えております。

**吉津委員** 定住支援員及び移住コーディネーターを設置されていると思いますが、この方たちの主な活動というか、活動内容ですね。そのへんはどうだったのかを聞かせてください。

**堀企画総務部政策調整監** 委員のお尋ねとしては定住支援員と移住コーディネーターの関係性も含めた形であろうと考えております。現在、定住支援員としては居住環境である空き家から移住者にアプローチをしていく。移住コーディネーターについては受入体制やお試し暮らしから地域等を通じて移住者にアプローチをしていくという違いがございます。そうした中、関係性といたしまして定住支援員は市内全域の空き家バンク制度の管理、転入者へのアンケートと分析、ホームページの更新等を市内全域の移住に関する内容を現在担当しております。これに対して移住コーディネーターについては移住希望者同士の連

鎖による好循環の傾向がある向津具、先ほど申しましたとおりでございますけれども、事務所を置き、現在既移住者との連携した情報発信、さらには移住希望者のお試し暮らしの案内、日頃からの地域の受け入れ態勢の構築に対するサロンの開催などを行っているところでございます。こうした業務につきましては3年間の経過を経て今後も先ほど申しました課題の解消に向けてさらなる発展を考える為に定住支援さらには移住コーディネーターの関係の再構築をいたしまして来年度からの事業を行っていかうと考えております。

**吉津委員** この定住支援員と移住コーディネーターの活動内容を今聞かせてもらったんですけども、課としてこの方たちの活動とか活動の内容が担当課の思うような動きとか活動だったのか、評価ですね。その辺のところを聞かせてください。

**堀企画総務部政策調整監** 私どもの評価といたしましては、平成30年7月の移住コーディネーターの配置以降の向津具への移住相談件数、さらには移住者数についても微増ではございますけれども増えてきているという中で、選任した時以降、向津具地域への移住相談が一本化できた、さらには空き家登録件数が増加をした、即時に対応できる状況を作らせていただいた、さらに移住後1年以内にフォローアップ訪問をさせていただく中で、定住につなげる活動に取り組めたということ、合わせて向津具地区限定ではございますけれども地域内のフォローアップ体制の、ネットワークの構築ができたということの評価として考えておるところでございます。

**岩藤委員** 関連で、この業務等委託料で125万7,147円出ておりますが、この委託先と内容についてお尋ねいたします。

**村中企画統計係長** 委託先につきましては向津具でございます「NPO法人むかつく」になります。委託内容につきましてはですが、移住コーディネーターの活動支援ということになりまして、主には活動基盤整備支援として事務スペースの提供やOA機器の提供、また活動車両の提供等にかかる経費、さらには活動支援といたしまして情報発信に関する活動や現地視察、案内に関する活動、空家情報の管理に関する活動、地域ネットワークの構築に関する活動、お試し暮らし施設の活用に関する活動、最後に体験ツアーのモデルコース企画に関する活動、これに係る活動支援をしていただいております。

**岩藤委員** 成果と言うか、どういう成果があったのかお尋ねをいたします。

**村中企画統計係長** お答えいたします。成果につきましてはですが、移住コーディネーターの活動をこの委託料により支援していただきまして、移住コーディネーターのほう地域の方との関係構築と、たまり場というサロンも開催されておまして、高齢化率の高い向津具地域で高齢者の方々の関係ネットワークの構築を図って、移住希望者が来たときに現地案内をして、地域の情報はやは

り地域の方が一番良くご存知でありますので、その方達との交流を図る、そういうこととしております。実際に数値といたしましては、移住コーディネーターを設置したことによりまして、相談件数のほうなんです、平成30年の7月に設置をしまして平成30年に25件の移住相談に対応いたしました。その翌年、令和元年度、昨年度ですが142件の相談に対応しております。また、今年度になります、9月末までの数字で言いますと、新型コロナの関係もありまして移住相談件数が増えまして156件、昨年度の実績を超える移住相談をこのコーディネーターのほうで担当できております。また、移住件数につきましてですが、配置当初の平成30年度は0件ではありましたが、翌年度、令和元年度につきましては2件の2人が移住しております。また、今年度につきましてですが、9月末の数字で言いますと6件の9人の移住を受け入れております。こちらのほうが成果と考えております。

**三輪委員** それでは「使用料及び手数料」の「総務使用料」、「ケーブルテレビ使用料」、「インターネット使用料」についてお尋ねいたします。監査意見書61ページの「税外収入の収入未済額の状況」を見ますと、ケーブルテレビ使用料の過年度分の収納率が0.1%、インターネット使用料の過年度分が0%というふうになっておりますが、この収納状況についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

**河野光ファイバー網整備推進室長** 今三輪委員のほうから指摘がありましたインターネットとテレビを合わせまして355万3,339円と、これが人数にいたしまして257人の滞納となっております。これは指定管理前の過年度分の滞納分ということになっておりまして、体制的には現在その光ファイバー網の整備と同時進行で実は行っておりまして、情報は指定管理者と共有しながら対応しているというところですけど、なかなか回収につながらないというところがございます。

**三輪委員** それで、その収納体制というのはいかにしてなるのか。何人ぐらいでその収納に回られるのかお尋ねいたします。

**堀企画総務部政策調整監** 現在の収納体制としては、先ほど私どものほうから申しあげましたとおり、指定管理者との連携を行いながら収納させていただいている状況でございます。指定管理者の事務担当が複数でおじゃまをしながら行っている。その中でも議員ご案内のとおり、停波等をさせていただきながら対応させていただいている状況でございます。これにつきましては、先ほど申しあげましたようになかなか回収につながらないということで、今後対応を考えていきたいというふうに思っております。

**三輪委員** それで、今後対応を考えていきたいということですが、実際どういうふうに対応されるのか、今現時点でお考えがあればお尋ねいたします。

**堀企画総務部政策調整監** 勿論、先ほど申しましたとおり、収納体制について更なる強化、情報共有を強化しながら収納させていただくということをしていかなければならないところがございますし、加えて現状の状況では死亡、さらには倒産などの経済的理由により実際に回収不可能なケースも見受けられるところがございます。こうした滞納の現状等の掌握、精査させていただいた上で、適切な処理も行っていくことも考えていきたいというふうに思っております。

**三輪委員** それでは続きまして、予算書の 92 ページ、報告書 18 ページの「ケーブルテレビ放送費」、「光ファイバー網整備事業」についてお尋ねをいたします。決算審査ですけど、本会議で重廣議員から質疑があったんですが、回線利用料金について今後どうされるのかを伺うという質疑がありました。これは今回の決算審査にそぐわない、そぐわなかったら止めます。

**重村委員長** これは本会議質疑で出されておりますので、それに関連してということでご答弁をいただけたらというふうに思っております。

**三輪委員** それでは、その重廣議員の質疑に対しましてご答弁といたしまして、「状況を踏まえ、市全域の整備が完了するタイミングに合わせ改正を行いたいと考えております」というご答弁でありました。これは受け取り方によっては、値上げありきかなというふうに受け止めたんですが、そのお考えをお聞きいたします。

**河野光ファイバー網整備推進室長** 値上げありきで考えてはいません。とは言え、今のところ具体的な金額というのは全くまだつかめていない状況でして、これはこれからのインターネットに係る経費、例えば電気代だとかそういったものを細かく積算していくのと、それから当然加入者が増えてまいりますと上位回線、今のままではちょっと対応はできませんので、そのあたりの金額も踏まえて現在、指定管理者のほうにシミュレーションをしていただいて金額のほうをはじいていただくようにしております。目安としましては、民間事業者の NTT さんとかソフトバンクさんだとかが光のほうを提供していらっしゃいますので、そのあたりを基準に。また近隣のケーブルテレビ局等も参考にしながら、手軽に気軽にインターネットが活用できるような形での料金体系を検討していきたいというふうに思っております。ただ、一方で光ファイバーを今後各戸に設置をしていくという部分では、引き込みに係る経費というのは、これは材料費とも含めて従来の同軸ケーブルよりも高くなっております。ここについては新規加入になりますので、すでに 90%以上の方が既に加入をしていらっしゃるということですので、今度新たに新規加入される方については、少し負担は増えるのかなというふうには思っております。

**中平委員** この「ケーブルテレビ放送費」、これは不用額が 9,834 万 5,936 円と、

これはこういった要因の金額でしょうか。

**堀企画総務部政策調整監** 議員のご質問にお答えいたします。現在、不用額をあげさせていただいている 9,800 万円強のうち、決算書を見ていただければお分かりのと通りの 8,100 万円強については工事の不用額とさせていただいております。これにつきましては、工事の入札減で発生した金額ではございます。ただし、実際に共架、添架等によって出来高が大きく変更になる可能性を残しておるという中で、減額については総務省の補助金としてのこの地域を割り当てている三隅について、完了しなければならぬというような性格上も鑑みて、減額をせずに置かさせていただいたところで発生した金額というふうに理解をしております。勿論、今後は早期な工事、実際の工事を進める中で、適正な予算管理について考えていく必要もあろうかというふうに考えております。

**中平委員** これに合わせて、代表監査委員にお尋ねします。長門市一般会計及び特別会計歳入・歳出決算書並びに基金運用状況審査意見書の 7 ページから 8 ページにかけて (3) 不用額についてと。これは平成 30 年の意見書に続いて意見を述べられております。2 年続けて不用額に着目した理由をお尋ねいたします。

**岸田代表監査委員** これについては、昨年度とほぼ同じ表記をしております。昨年度も申し上げましたけれども、不用額というのは歳計剰余金として翌年度に繰り越されるものでございまして、制度上は駄目だというわけではございません。しかし、意見書の 62 ページの資料 4 で示しておりますように、翌年度繰越額の割合が大きい翌年分については、不用額に占める割合も高くなっているという状況でございます。会計年度独立の原則というのがございまして、予算について当初予算で議会審議を経て成立して当該年度の執行がされると。そして適宜、残りの 3 回の補正等を行って当該年度に必要な予算を議決されているというふうに思うわけでございます。何故その当該年度の予算を翌年度に繰越し、または不用額として残さなければいけないのか、こういうことを考えてみますと、限られた財源の中で事業の的確な進捗、そういうふうなものを適宜つかんでいただいて本来は事業執行がされるべきだろうというふうに思います。ちょっと長くなりますけれども、先ほど申しましたように翌年度繰越額の占める割合が大きいその翌年度については、不用額が高くなっているという傾向がございますので、それはいろいろな要因があろうとは思いますが。ただ、繰越明許費についてのいわゆる事業執行、未契約繰越しが多い年には、当然その入札執行残とかいうのが残りますので、不用額も大きくなってくると。これらについてはなるべく未契約繰越しではなくて、契約繰越しをしていただきたいという思いがあるわけでございます。いずれにしても予算の的確な執行、事業の早期の発注についてはある程度縮減していく努力も必要かなというふうに考えております。

**中平委員** 今回の代表監査委員の意見を踏まえて担当部長なり副市長は、何か見解はありませんか。

**長尾企画総務部長** 今回の代表監査委員のご指摘等、十分に理解しておるところでございます。この財政基盤の小さい本市におきましては、やはり住民福祉の向上のためには的確な、適正な予算を適正に執行するというのが求められているというふうに考えております。そういうところから、こういった不用額等をできるだけ少なくするというところはやっていきたいというふうに思っております。ただ、なかなか、執行上、いろいろな状況等もございますので、やっていきたいという気持ちはございますが、なかなか難しい状況もございますので、その辺につきましてはまたご理解もいただきたいというふうに思っております。

**大谷副市長** 私からもご指名でございますのでお答えを申し上げますが、先ほど代表監査委員が述べられたご指摘はご尤ものことでございます。ただ、代表監査委員もご指摘いただいているように、いわゆる予算編成後の情勢変化、特にこのたびと言いますか、昨今は光ファイバー網の整備に関連して、繰越明許も議会のほうにご承認をいただいておりますところではございますけれども、補正、特に年度後半に良い財源が出てくる、こういった国の状況に応じて、私どもとしては県内でも立ち遅れている光ファイバー網を何とか 1 日でも早く整備したいと、そういった思いで予算執行に臨んでいるところでございます。今回もコロナ禍の中で補正も組まれてまいりました。そういった財源にアンテナを掛けて、毎日のようにこういう良い財源はないか、状況を探っているところでございます。しかし、確かにこういった不用額の発生というのは避けられないわけではございますけれども、そういったところは、これは言い訳になりますけれども、ご理解をいただきたいと、先ほど部長が申し上げたとおりでございます。いずれにしても、未契約繰越しが少しでも少なくなるようにという監査委員のご指摘はご尤もでございますので、そちらも踏まえて今後の予算執行にあたってまいりたいというふうに考えております。

**岩藤委員** 決算書の歳入の 56 ページ、貸付金元利収入のところの地域総合整備資金貸付金元金収入で 4,438 万 4,000 円ありますが、これについてちょっと説明を願います。

**村上企画政策課長補佐** この地域総合整備資金貸付事業ですけれども、通称ふるさと融資と言われるもので、地域振興に資する民間投資を支援するために地方公共団体が長期の無利子資金を融資する制度になります。地方公共団体は、地公債を原資といたしまして事業に要する経費の貸し出しをしておるものがございます。この事業の対象になっておりますのが市内に 2 件ございまして、その貸付の償還金になるんですけれども、どちらも令和 3 年度には貸付金の償還

が完了する予定でございます。

**岩藤委員** 分かりました。それで、その関連的なものが先ほど言われている長門市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の中の、51ページの表になると思うんですが、今の30年度末のときに1億1,296万8,000円あったものが今年度この金額4,438万4,000円返還されて、残が6,858万4,000円になるという理解でよろしいでしょうか。だから今2件あるとおっしゃったんですけど、1件が返納されて、この6,858万4,000円が残になるという理解でよろしいでしょうか。

**村上企画政策課長補佐** 議員お見込みのとおりでございます。

**重村委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、企画政策課所管の審査を終了します。次に、財政課所管について、審査を行います。財政課ですけど、ここで暫時休憩を取りたいと思います。再開を11時5分にしたいと思います。

— 休憩 10:57 —

— 再開 11:05 —

**重村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** 財政課所管につきまして補足説明をいたします。決算書75ページ、76ページ、第5目「財産管理費」、主要な施策の報告書13ページの公共施設等解体撤去事業では、公共施設等総合管理計画に沿って、事業用途がなく老朽化のため危険度が高いなどの理由により、旧川尻保育園を解体したところです。また、令和元年3月に閉園した旧東深川保育園については、遊休市有地の有効活用と財政的な負担軽減の両面を実現することを目的に、建物解体条件付用地売却の公募型プロポーザルを実施し、現在、土地の取得者により宅地分譲に向けた整備が進められているところであり、これの用地売却に伴う収入1,800万円については、決算書51ページ、52ページ、第2項「財産売払収入」第1目「不動産売払収入」として収納したところです。

**重村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**中平委員** 決算書78ページ、今、部長の説明がありました「公共施設等解体撤去事業」であります。報告書は13ページでございます。これ、課題のところ、解体後の有効利用とありますが、どのようにされるのかお尋ねいたします。

**高橋財政課長** 川尻保育園の施設の解体につきましては、委員おっしゃられたように、公共施設等総合管理計画に基づいて解体をしたところでございます。

普通財産においては多種ございますけども、今後利活用のために売却も含めて有効的に地元で貸し出すことも考えてはおりますけども、売却も含めて考えていきたいというふうに思いますけども、ただ普通財産のある地域と言いますか、場所と言いますか、非常に活用ができないような場所もございます。そういった面でどうしても売却なり貸出しなりができないところもございますけれども、その部分につきましては財政課の中で草刈りに行きますとか、そういった定期的な管理を現在も行ってございまして、これにつきましては市内広くございまして、各支所と連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**中平委員** 今、課長の答弁のほうに売却という言葉がありましたよね。売却するためにはいろいろな告知が必要だと思いますが、そのへんはどのようにされるのかお尋ねいたします。

**高橋財政課長** どうしても公有地になりますので、ただ欲しいと言った方にお売りするということはできませんので、公告をして入札をかけていくというような手続きになろうかと思っております。

**中平委員** 決算書は78ページ、5目「財産管理費」でございまして、その中に市有財産補修等工事と、271万5,660円、これは主にどこを補修された工事でしょうか。

**福田財政課長補佐** 市有財産補修工事費といたしまして、決算額271万5,660円計上しております。これは4件の工事がございまして、まず仙崎にございまして、まず保育園の用地、これは市の貸付地でございまして、こちらのよう壁の改修工事、そして深川中学校のちょっと上にございます尾崎山団地、今駐車場用地として貸し付けておりますが、そちらの土地の保全工事、そして川尻地区のブルーライン交通の駐車場用地として貸し付けておりますが、そちらの給水管の敷設替え工事、そして深川中学校の更に上のほう、江良地区に今国土交通省の現場監督事務所として貸し付けておりますが、そちらの土地ののり面対策工事、この4件で271万5,660円としております。

**林委員** それでは決算書の50ページです。財産貸付収入なんですけども、税外収入の収入未済額として土地建物合わせて587万1,641円が計上されておりますけれども、この説明をお願いいたします。

**福田財政課長補佐** 決算書50ページにございまして、土地建物貸付収入の収入未済額として587万1,641円計上しております。このうち、財政課所管分といたしましては、444万6,459円でございます。内訳といたしまして、土地として435万1,459円、建物といたしまして9万5,000円でございます。まず、土地についてでございますが、仙崎地区にございまして水産加工業者の工場用地につきまして、平成19年から平成27年までの貸付料、これが431万459円でございますが、業績不振等の理由によりまして未納となっておった状況でござ

います。借受人から平成28年に債権管理条例に基づく履行延期申請が提出され、過去3年分の決算報告書等により経営状態等確認いたしまして履行延期を承認したものでございます。履行延期につきましては、期限を令和4年3月10日といたしております。履行延期は10年以内と定めておかなければなりません。これは本市の財務規則にございますが、この件につきましては5年後を新たな履行期限といたしまして、5年後の資力の状態によりまして再度申請が必要かどうかを借受人と再協議をいたしまして決めることといたしております。なお、平成28年度から令和元年度までにおける期限内の現年度分としての現在の納付は確実に守られておる状況でございます。続きまして建物の9万5,000円でございますが、これも同じく仙崎地区で個人住宅物件として貸し付けておりました建物の、平成3年度から平成26年2月までの貸付料が未納となっております。当時は137万5,000円でしたが、平成26年に下関市に借受人が転出されたため、未払いの貸付料等の協議を行いまして、毎月2万円の分割納付の誓約を行ったところでございます。平成30年度末の収入未済額は33万5,000円でしたが、令和元年度分の納付額24万円を差し引き、令和元年度末の収入未済が9万5,000円となったところでございます。決算とは関係ございませんが、令和2年8月に1万5,000円を納付され、未納は全て解消となったところでございます。

**林委員** ちょっと財政全般についてお尋ねします。この令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の6ページ、7ページを見ますと、実質公債費比率の過去の平均というのがありまして、平成29年度は8.7%、平成30年度で7.6%、そして令和元年度は7.3%と下がっているんですね。下がっています。実質公債費比率というの。しかしその一方で、将来負担比率というのは平成30年度の8.6%から令和元年度で26.0%と17.4%も跳ね上がっておりますけれども、ちょっとこのことについての説明を求めたいと思います。

**高橋財政課長** まず今ご指摘いただきました実質公債費比率でございますけれども、この実質公債費比率につきましては、当該年度に償還をする、いわゆる地方債の償還費が元になっておりまして、今大型事業を令和元年度行っておりますけれども、借り入れた地方債についてはいったん据え置きというのが2年とか3年とかありまして、元金償還が発生するのは後年度になります。そういった状況でそこはまだ落ち着いている状況でございますけれども、将来負担率につきましては、借り入れた地方債の全体額を基準に考えておりますので、実際に借り入れておりますことから、そちらのほうは早めに上がっていくというような形でございます。ただ、監査委員意見書のほうで指摘をいただいておりますけれども、この財政健全化指標の今の実質公債費比率につきましては、7.3%で同級他団体、同類他団体と同程度かと思っておりますけれども、早期健

全化基準につきましては26%ということで、県内の13市と比べますと、県内13市の平均が43.4%ということでございますので、この数字だけを見て健全だというふうには言えないかとも思いますけれども、今、特別に憂慮すべきまでの状況ではないというふうに考えております。

**林委員** 私5日の9月定例会最終日に追加提案された決算議案について、市長に財政問題についても質しております。市長はですね、令和元年度については庁舎建設や長門湯本温泉整備、光ケーブル網整備など、大規模事業を実施したことから、過去最大の決算規模となり、これに伴い基金の現在高は約5億6,000万円、前年度に比して8.5%減少し、借入に伴う地方債現在高は約21億4,000万円、これは9.9%増加しており、今後の財政運営の影響を注視する必要があるというふうにご答弁をされております。これは主要な施策の報告書の8ページにも明記されておりますけれども、財政課として、令和元年度決算における市債残高の状況というのはどのように認識されておられるのか、お尋ねいたします。

**高橋財政課長** 市債残高につきましては、約238億円となっております、この残高についてどうかという、財政課としての見解になろうかと思っておりますけれども、令和元年度は庁舎建設に要した費用と言いますのが令和元年度単年度で言いますと33億円程度ございまして、地方債としては24億円借りておるような状況になっておりますけれども、庁舎建設に限って大型事業の一つを捉えて申しますと、平成27年から令和2年で完了ということになりますけれども、全体的な事業費としては約43億円、そのうち基金を取り崩したのが5億2,000万円程度ということで、これは庁舎建設基金の取り崩し額にほぼ近い、同額程度となっております、基金全体への影響というのは、庁舎建設のみの影響だと考えておまして、地方債の残高につきましては238億5,000万円程度となっておりますけれども、実際に庁舎建設の大型事業で借りた地方債は、これはまだ令和2年が終わっていませんので概算になりますけれども32億円程度となっておりますが、平成27年と比べると8億2,000万円程度しか増えていないということで大型事業を行ってはおりますけれども、基金の残高等も見ながら当然プライマリーバランスを考えながら、令和元年、2年については大型事業がありますのでプライマリーバランスは一旦壊れますけれども、今までも注意してきて準備をしてきて大型事業をしたということで、数値的には非常に憂慮すべきところまではいっていないというふうに考えております。

**林委員** 今の市債に関連しますけれども、前年度の平成30年4月に合併特例債の発行期限を5年間延長する法律というのが成立しておりますけれども、合併特例債の発行可能額と令和元年度末の残額ですね、いくら起債できるのか。そして今後の合併特例債についての方針というのが、もしお持ちであれば聞かせ

ていただきたいです。

**山本財政係長** 合併特例債の発行限度額は基金積み立て分を除いて 176 億 9,400 万円で、令和元年度末の発行済額が 158 億 7,700 万円となっております。令和元年度の繰越事業分と令和 2 年度の発行見込分を入れまして、令和 2 年度末で発行可能残額について 10 億 6,700 万円を見込んでおります。

**高橋財政課長** 残高は今申し上げた通りでございますけれども、合併特例債の今後の活用方針ということでございますけれども、適債事業であって新市建設計画に基づいた事業に対して活用していきたいと。せっかく有利な地方債として設定がございますので、活用をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

**林委員** 決算書の 20 ページなんですけども、本市の歳入財源の 4 割近くを占める地方交付税についてお尋ねします。地方交付税というのはご承知のように地方財政の均衡化を図るため、国が国税の一部を財源として地方公共団体に交付するもので普通交付税と特別交付税があります。収入済額は 82 億 6,798 万 3,000 円になります。前年度に比して 1 億 3,037 万 5,000 円、1.6 パーセント増加しておりますけど、この増加要因というのはなんなのか、このことを財政課長にお尋ねいたします。

**高橋財政課長** 普通交付税につきましては、地方交付税の総額を国の地方財政計画において定められるところがございますけれども、令和元年度につきましては出口ベースで国の方から出ていくベースになりますけど、出口ベースで 1.1 パーセント増でございました。普通交付税が、交付の原資がない場合に地方に借金をしてくれという臨時財政対策債、振り替えるものですが、それもございましてそれが 18.3 パーセント増となっております。そういった中で、本市における普通交付税の算定におきましては個別の経費はなかなか説明が難しいと思いますけど、単純には基準財政需要額が増して、基準財政収入額が減をしていると、監査意見書のほうにも書いてありましたけれども、前年度の収入が非常に上がって、市税が多かったことの影響がございますし、先ほど申しました国の出口ベースで 1.1 パーセント増ということで基準財政需要額が増えておりますので、その差し引きが実際には平成 30 年度は合併算定替が 0.3 が令和元年度は 0.1 に減っておりますけどもこの 0.2 よりもその差額が大きかったということで、普通交付税が前年度比 9,000 万円程度増額したということが要因でございます。

**林委員** それで今、お話がありましたけど、したがって今年度、つまり令和 2 年度というのは普通交付税というのは一本算定になっています。合併算定替の開始前の平成 26 年度と比較すると、当時の課長のご答弁を引用させていただきますと、13 億円くらいの減になるんじゃないかと、一本算定によって。つまり

金額にすると大体交付税全体というのは71億円くらいになるだろうというようなお話も、見込めたというお話もこれまで伺っております。それで現在実施されている国勢調査の結果次第では普通交付税のさらなる減額というのが想定されますけども、次年度の普通交付税の算定見通しについてお尋ねしたいと思います。

**高橋財政課長** 普通交付税の見込みということでございますけども、令和3年度の普通交付税については今国の方から示されておられませんので、あくまで財政を担当するものとしての考えになろうかと思っておりますけども、コロナ禍で収入が減ってまいります。ということは基準財政収入額は減ってまいります。それから需要額の方はどうかという変わらない、もしくは増えてくるというような思いがしておりますけども、国の方としてはコロナ禍でいろいろな対策を1兆、2兆とされております。まださらにされておりますので出口ベースの財源もなくなるということで、今情報として聞いておるのが、減収分については臨時財政対策債のほうへの振替額が増加するのではないかというふうに聞いております。そういったところで普通交付税というのは減少していく可能性はあるということで、このあいだの9月補正でもございましたように、財政調整基金等できる時には積んでおくというような事前の準備も今のうちからしてまいりたいというふうに考えております。今後地財計画についてはだいたい1月の末とか2月くらいにでるんですけども、そこまでにいろんな情報収集をして、事前にディフェンスをするというかたちで準備をしてまいりたいというふうに考えています。

**林委員** 財政課について私自身の質疑はこれで終わりにしたいと思います。決算書380ページですね。基金が財政課所管の長門市地域活性化基金というのがありますね。出納閉鎖時の現在高が22億1,559万1,000円というふうになっております。それでこの地域活性化基金というのは平成23年度から25年度の3カ年で24億円を積み立てるということでした。3カ年で24億円。その積み立てるお金が合併特例債ということで、合併特例債を活用して基金のうち95パーセントを合併特例債、5パーセントを一般財源。で、その95パーセントに充当された、借り入れたお金の70パーセントは元利償還については先々、普通交付税の基準財政需要額に算定されるということで今、当時その24億円を積み立てて、地域の活性化に資するというようなこの基金なんですけども、今後この基金、先ほど今普通交付税のところが高橋財政課長もおっしゃいました、来年度のこととも言われました。いろいろ財政需要も出てくる、需要が出てくるけども、自前のお金の普通交付税のどうなるか分からない、最終的には臨時財政対策債で借金つくってまたやれみたいな、国の方針を示していますけど、この活用方法というのは具体的に今後どのように考えられているのか、決算を通じて現在

高を見て、いうことを財政課にお尋ねして質疑を終わらせていただきます。

**高橋財政課長** 地域活性化基金につきましては基金の原資に着目することが必要ではありますが、今委員がおっしゃったように合併特例債で基金を造成することが認められておまして、それで先ほど言われた基金を平成 25 年に創設しているところがございます。合併特例債が原資ということでもありますので当然償還をした後の部分を活用していくという考え方になろうと思いますので、私はおりませんでしたけど平成 28 年度に地域活性化基金の活用方針というのを決めておまして、適債性の無いハード事業でございますとか、合併特例債があればそちらの方を充当していくんですが、適債性の無いハード事業でありますとか産業振興、子育て政策を中心としたソフト事業等でございます、あくまでも新市建設計画に載っている事業ということで令和 8 年度までに 3 億円ずつを活用できる上限として設けるといような計画をしている状況でございます。

**重村委員長** ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 11 : 32 —

— 再開 11 : 33 —

**重村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** 防災危機管理課所管について補足説明をいたします。決算書 97 ページ、98 ページ、第 17 目「防災対策費」、主要な施策の報告書 20 ページの日置地区告知端末更新事業では、老朽化した日置地区の各家庭のケーブルテレビの告知端末等の更新を行ったところです。なお、告知端末の更新につきましては、平成 25 年度の三隅地区から開始し、本年度の油谷地区で全て終了することになります。また、21 ページの自主防災組織育成事業では、自主防災組織の設立に対して補助金を 4 団体に交付し、令和元年度末で市内の自主防災組織は 20 団体となっています。そのほか、地域防災マネージャーによる防災講座を 43 回開催し、2,681 人が受講するなど、防災意識の高揚に向けた取り組みを行ってきたところです。次に、決算書 99 ページ、100 ページ、第 19 目「諸費」、主要な報告書 22 ページの防犯灯設置事業では、防犯灯の新設や LED 化を推進

する補助事業を実施したところです。なお、平成26年度から実施してまいりました防犯灯LED更新事業につきましては、令和元年度で終了したところであり、6年間の実績としては1,589基のLED化を行ったところです。以上で補足説明を終わります。

**重村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**中平委員** それでは今、部長の説明にもありましたけど、決算書98ページ、報告書20ページでございます。日置地区告知端末更新事業についてありますが、この決算額の3,097万円の内訳をお尋ねいたします。

**井筒防災危機管理課長** 工事費3,097万円6,000円になります内訳につきましては、日置支所に設置しました放送設備が機器と工事費で456万1,500円。各家庭に配置しました告知端末機が1,256台分で機器と工事費で1,971万6,080円。あと全体の工事管理費が388万2,420円。と消費税281万6,000円、合わせまして3,097万6,000円。

**中平委員** この設置率74.5パーセントにとどまった理由をお願いします。

**井筒防災危機管理課長** 設置されないという理由は端的に言いますと告知端末の設置を希望されないということになろうかというふうに思いますが、まず設置率につきましては日置地区の設置数1,256台を今年3月、工事が終わった時点の住民基本台帳の世帯数1,686で割った数字になります。率が若干低い点につきましては世帯分離等をされている影響もあるのかもしれませんが、工事の流れとしましては昨年の10月に全戸配布の文書により工事を始めますよという開始のお知らせを行いました。現在のケーブルテレビの加入者を中心に未契約の方でも有償にはなるんですけども告知端末のみの設置の要望があれば受け付けるというかたちで文書でお知らせしております。実際の工事につきましては電話で連絡をして不在の場合は連絡をしてくださいという不在票を置いたりして工事をいたしまして、一応日置地区で設置を希望される方につきましてはすべて設置しております。なお未設置の方でもケーブルテレビの契約者の方は今後申請があれば無料で新型の告知端末の設置というのは可能としております。

**橋本委員** 防災危機管理課防犯灯設置事業についてお尋ねいたします。決算書100ページです。施策の報告書22ページで、防犯灯のLED化については補助金については令和元年度に終了したとありますが、これは全てLEDに変換されたと考えてよろしいでしょうか。

**井筒防災危機管理課長** LED化につきましては、実際のところ申しますと全て完了しているということではございませんが、一応自治会からの要望を受けま

して 26 年度から開始をしておりますが、いったんこの要望があつて期間を延長したというところもございまして、この補助率 2 分の 1 というのもございまして、自治会の中で全てができないということもございまして。一応、最終年度につきましては、これまで 1 自治会 5 基以内とか制限を設けていたんですけども、最終年度なので、それを超えても希望されればつけますよということで受けております。一応こちらとしましては、自治会の全てではないですけど、要望については全て叶えたということで 31 年度をもって終了というふうにしております。

**橋本委員** 自治会からの要望があつて、それに対しては 100% できたということですよ。でも実際はそれだけっていないということですよ。そのっていない自治会についてどのようにお考えになっておられますか。

**井筒防災危機管理課長** 実は最近になりまして三隅地区のほうからも LED 化の補助は終わったんだけど継続してほしいという要望が出ております。自治会で単独で付けられた防犯灯については、こちらのほうは全容を把握しておりませんので、今後は自治会長さんのほうに LED 化をどれだけしているかという実態の調査を含めて、その数字をもとに今後 LED 化の補助について考えていきたいというふう考えております。自治会長さんのほうにお願いして実態調査等を今後考えております。

**橋本委員** 確認したいと思うんですが、LED に変えたいけども、ひっ迫した自治会の財政状況によってはそれができないという形もあると思うんですよ。それに対してはもうちょっと、たとえば半分、今補助は半分ですよ。それを補助率をもうちょっと上げるとかいう形は考えておられますか。

**井筒防災危機管理課長** 補助制度が半額補助という制度です。これまでやっていただいた自治会等もあります。実際 31 年度に事業が終わるということで、けっこう無理をして自治会の予算を組んでやられた自治会等もございまして、補助率を変えるというのはちょっと難しいかなというふう考えております。

**橋本委員** ということは、財政がひっ迫している自治会、たとえば 12 軒しかないけども昔からのしたら 10 灯以上は街灯がある。でもそれ、半分補助でも 2 万円から 3 万円くらいかかると思うんですよ。その半分補助を 1 年度分でやるというのは 6 万円も 7 万円もかかるということです。12 世帯しかないような状態の自治会にはそれは到底無理だと思うんですよ。だからやっぱり、不公平さが出てくるんじゃないかと思うんですよ。300 世帯、400 世帯ある自治会と比較しても。そういったところには優遇措置として追加でなんぼか出すとかいうような考えはないんですか。

**井筒防災危機管理課長** 今時点で補助率を変えるということは考えてはいませんが、今後 LED の調査を自治会長さん宛てに行う中で、そういったものが必要

であれば考えたいと思いますけど、現時点で今までやられていた方との不公平というか均衡もございますので、補助率については変えるということは考えていないという状況でございます。

**橋本委員** これですら最後にしますけど、今蛍光灯の街灯がメーカーが作っていないらしいんですよ。もう何年かしたらなくなるらしいです。全てLED化されると思うんですよ。そうなったときに、財政がひっ迫しちよる自治会ではそれは到底無理な場合が多くなると思うんですよ。そういった場合もやっぱり、これを図るためにはやっぱり補助が必要なんじゃないですかね。

**重村委員長** 橋本委員、あれですかね。現在この事業は元年度で終結しているということで、今後の展開は一般質問等で、今後政策としてありうるかもしれないという答弁をいただいております。そのあたりは一般質問等でしていただければと思いますが、最後に担当課として答弁をしたいということであればここで答弁、1回どうぞ。

**井筒防災危機管理課長** 重ねて申し上げるんですけど、負担割合についてはちょっと現行で考えたいと思います。ただ、橋本委員さん言われるように、自治会の予算規模が小さくてできないということは三隅地区以外でも声を聞いております。そこについては実態調査を踏まえて十分に検討していきたいなというふうに考えております。

**中平委員** 決算書98ページ、報告書は21ページです。「自主防災組織育成事業」であります。この執行率が低いのはなぜなのかをお尋ねいたします。

**井筒防災危機管理課長** 自主防災組織育成事業につきましては、自主防災組織の育成に対する補助金を出すという事業になります。予算化にあたり、予算化の時点で設置見込みというのが立っていない自治会ばかりだったので、今目標というか、6組織できたらいいなということで予算を計上して、結果的に4組織に留まったということが現状でございます。設立に関しては自治会のほうから設立したいというふうな声はほぼないので、こちらから働きかけを行って、ある自治会等につきましても自治会の役員さんのレベルでは良いだろうという話をされたんですけど、総会に諮ると皆さん反対されるとかいう事例もありまして、取り組みについてはなかなか難しいのが現状です。こちらからの働きかけがないとなかなか補助金も含めて設立に至っていないというのが現状でございます。

**中平委員** 自主防災組織育成事業とあります。この育成はどのようにされていたのかをお尋ねいたします。

**井筒防災危機管理課長** 自主防災組織育成事業ということで、先ほどの自主防災組織育成に対する補助のほかに、防災危機管理課にあります地域防災マネージャーを中心に自治会からの防災訓練をやりたいというときに相談に乗ったり

とか、またその訓練に参加して支援するとか、あとは地域防災マネージャーによる防災講座を開催するとか、その他防災に関するお金、補助金等の相談とかに対応することで地区の防災活動というのが盛んになって、結果的に自主防災組織の設立になればということで、なるような形の取り組みを進めているのが現状でございます。

**中平委員** 不用額であります、決算書 98 ページ、17 目「防災対策費」節区分 1 の報酬の不用額が 93%の 15 万円となっております。この要因はなぜでしょうか。

**井筒防災危機管理課長** 報酬につきましては、防災会議というものがございまして、地域防災計画等の修正等を話し合う防災会議というのを 2 回分、こちらの委員さんが 11 名分、合わせまして国民保護と言いますか、ミサイルが飛んでくるとかそういったものに対する国民保護協議会の 10 名の委員さんの報酬 1 回、述べ 32 名分、委員さんの報酬の単価は 5,000 円ですけど、その 16 万円を計上しておりました。実績としては昨年防災会議を 1 回だけ開催しまして、欠席された委員さんの分、NTT さんとかの職務上出るので報酬はいらぬという、辞退の申し出もあったため、結果的には防災会議の 1 回の中で出席された 2 名様の委員 1 万円分の支出があつて、残りが残となったということでございます。

**林委員** 今全般的な、今の中平委員の防災対策費、彼は費用弁償、報酬等についてお聞きしました。私ちょっと全般的なことをお聞きします。令和元年度に象徴的な災害事案というのが一つありました。それは昨年の 8 月 28 日に午前 4 時 25 分に大雨警報と土砂災害警戒情報が発表され、同日午後 4 時に長門市中央公民館をはじめ、6 カ所の自主避難所が開設されております。それで翌 29 日の午前 4 時 10 分に土砂災害警戒情報が発表され、午後 4 時 30 分に湯本地区、渋木地区、俵山地区、日置畑に当時のところの警戒レベル 4 の避難勧告が発令をされておりますよね。私たちは決算を審査するときというのは確かに計数的に誤りがないかというのは確かに監査委員さんもらっしやいますし、そこは信頼しているんですけども、その数字の奥に隠れた教訓というか、実際、ソフトパワーというか、人員が動かしているわけだから、こういう事業というのは。職員とか。この事案について、当時令和元年度のこういった災害事案を含めて防災危機管理課としてどういう総括とか成果とか教訓とかを導き出しているんですか。その点ちょっとお尋ねします。

**井筒防災危機管理課長** 昨年度に土砂災害警戒情報による避難というのが、ちょっと想定外といったらちょっとあれなんですけども、かなり深夜になって土砂災害警戒情報が出たという、ちょっと特異な事例でございまして、通常のパターンと言いますと、土砂災害警戒情報が出るということになると避難勧告になりますので、朝の 4 時に起こしてというのは無理があります。当然そういつ

たものが見込まれた場合は前日の夕方に避難所を開けるという形にするんですけど、ちょっと想定外の、急に雨が降ってという事案がございました。ちょっと今までそういったパターンが、急にというものがなかなかなかったもので、ちょっと慌てた面はございます。だから、普段から備えている部分もあるんですけども、それでも想定外は起こるということで、想定外の事案、今回の、昨年度は私補佐でおりましたけども、本当に夜中の 4 時に避難させるという意味合いというのがちょっと、かなり難しいなというふうに考えております。住民の方にとっても朝の 4 時に告知端末で逃げろと言われてもというところがありまして、こういった防災計画等にある中の想定外の事案についてもしっかり教訓として動ける体制を作っていくということで今後対応していくということで考えております。

**重村委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課 所管の審査を終了します。次に、税務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** 税務課所管について補足説明をいたします。決算書 13 ページ・14 ページになります。歳入 1 款「市税」につきましては、前年度と比較して、約 3 億 4,300 万円の減となっております。これは、市民税や固定資産税等 6 つの税目のうち、軽自動車税を除く 5 つの税目で前年度割れとなったことが要因で、特に個人・法人市民税が合わせて 3 億 3,300 万円と大きな減額となったところでございます。また、収納率につきましては、市税全体で 94.7%と対前年度に比べ 0.6 ポイント、下がったところです。

**重村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**中平委員** 決算書 106 ページ、1 目「税務総務費」900「税務総務費」で、エルタックス事務運営費負担金というものがありますが、これの活動概要をお尋ねします。

**木原税務課主幹** エルタックスというのは全国の地方公共団体が共同で運営いたします、地方税共同機構が提供しております地方税における手続き、これにつきましては電子申告、電子納税、電子申請届出等がございますが、これを地方税の納税者あるいは税理士などの代理人がインターネットを利用して電子的に行う地方税のポータルシステムでございます。これにつきましては、全国の地方自治体が応分の負担金を負担することになっております。

**中平委員** 次に市税収入についてですが、決算書 4 ページに、収入未済額 1 億 9,000 万円余りと記載されております。長門市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の 7 ページに意見として、「市税の収入未済額は 1 億 9,001 万 3,000 円で前年度に比して 561 万 3,000 円 (3.0%) 増加してお

り、依然として多くの市税が未収となっている」と。「今後とも税負担の公平性と財源確保の観点から、適正な債権管理を行うとともに、収納促進を図り、財源の確保に努められたい」と記述があります。この意見を踏まえて担当課はどのような対策をされるのかお伺いします。

**緒方税務課長** 561万3,000円昨年度に比べて増加しておるわけですが、個別事案の対応を積み上げた結果、こういう金額になったわけでございまして、特に大きな原因があるわけではございませんけども、昨年度12月に大型商業施設の倒産、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な影響等を受けた関係でこういった結果になったものと思っております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した関係で、県と一緒にお送りする催告等も、特に今年5月に出納閉鎖前に送ったりするわけですが、出納整理期間中にですね、そういった発送も県と協議したうえで取りやめたりしております。そのへんも若干影響があったのかなというふうに考えております。

**林委員** 今、収入未済について中平委員のほうからお話がありましたが、逆に市税は——市税というのは、この自主税源の根幹をなすものですが、市民税が3億3,321万4,000円、前年度に比して16.6%の大幅な減少となっております。したがって、収入済額が市税全体で前年度より3億4,361万5,000円、前年度に比して8.5%ぐらい減少しておりますけれども、この要因についてお尋ねいたします。

**緒方税務課長** 昨年度の決算の委員会の中でも、急に増えた要因ということでご質問いただきました。主には株式等譲渡所得の急激な増加による特殊要因でございました。増えた要因はですね、今年度につきましては、一時的なそういった増加がございませんで、言ったら平年並みに戻ったというふうに考えております。

**岩藤委員** 1件ほどお尋ねいたします。長門市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書について、監査委員にお尋ねをいたしますが、51ページです。債権のところに市民税特別徴収金がございます。これが昨年は増加とか減少のところ、去年でいきますと29年度末残高が1億5,442万3,000円、減少がその金額がきておまして、増加に残の1億5,518万8,000円が書かれておるんですが、今年度に限って増加が125万6,000円、減少が斜線となっておりますが、その記載を変えられた理由についてお尋ねをいたします。

**岸田代表監査委員** 私への質問でございますので答えさせていただきますけれども、この記載——いわゆる期末、それから年度途中の増減、それから年度末とこの記載の方法については、昨年度と同じでございます。別に金額が変わったというだけであって、記載の方法については変更はございません。

**岩藤委員** ちょっとこれを見たときに、戸惑いと言いますか、そういう誤解を生じるようなところがあるのではないかなというふうになんか感じたものから、内容については理解はできるんですが、表記の仕方が年度中の増加と減少になっておりますので、金額としたら増加が1億5,644万4,000円、減少が1億5,518万8,000円となるのではないかなと思っております。

**岸田代表監査委員** 先ほども申しましたように記載の方法については、私どもは市長局から出てきました決算書に基づきましてその事実を確認してこれに記載するわけですので、中身については議員がおっしゃるような、特に操作をしたというわけではございません。

**林委員** それでは決算書の4ページ、いいですか執行部に聞きますよ、執行部に。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、それから環境性能割交付金、地方特例交付金について、この予算額と収入済額とに非常にかい離が生じておるんです。補正を組んでるわけでもないし。これをちょっと要因というのをお尋ねいたします。

**緒方税務課長** 林議員のご質問にお答えいたします。今ございました各交付金につきまして、当初予算の計上においては前年度、あるいは過去の実績等を見ながら予算を計上して予算のほうを作成しておるわけですので。これにつきましては、国等の交付金でございますので、国等から入るときにどのくらい入ってくるかというのが予めはっきり分かりません。各個別の交付金で言いますと、利子割あるいは配当割交付金につきましては年3回振り込まれてきます。それから株式等譲渡所得割交付金につきましては年1回、しかも3月に振り込みとなっております。地方消費税交付金が年4回といったように、振込額も毎回一定しておるわけではなく、各交付金がバラバラに入ってきておるわけですので。最終的な3月の補正予算を作成するのが12月過ぎてからギリギリのところやるわけでございますけれども、その時点で結局、国から入ってくるお金でございますので、どのくらいになるのかという見極めが非常に見積もりが困難で、現在大きなかい離が生じておる訳でございます。今までの傾向を見ましても、かい離が生じている年、あるいはそんなに変わらない年、それぞれいろんな状態が生じております。ただ、我々としてはやはり予算と調定、あるいは収入額が大きなかい離が生じるというのは予算管理上、やはり問題があるのではないかなというふうな認識でおりますので、今後、財政課とも協議しながら大きなかい離が発生しないような方法を考えていきたい、研究していきたいというふうに思っております。

**林委員** 決算書の106ページをお開きください。ここに「税務総務費」及び「賦課徴収費」に職員等研修費負担金の実績金額というのが示されております、それぞれ。これらの研修概要と効果について、何故聞くかと言うと、当然その徴

収対策本部の職員さん、あるいは税務課の職員さんが——いろいろ、どちらの研修にどういう効果があってというのが非常にちょっと分かりづらいので、そのあたりの成果と研修概要についてお尋ねいたします。

**緒方税務課長** 税務課の研修についてのお尋ねでございますが、税務課で行っておる職員研修につきましては、山口県個人住民税徴収対策協議会が行う新任者研修、それから実務者研修、監督者研修、実践力・対応力養成研修、フォローアップ研修など、5種類の研修が県の協議会のほうで行われておりまして、それに参加しております。それから、経費は特にかかっておらないんですが、本市の徴収対策本部が行う研修もございます。庁内の実務研修、あるいは下関市の債権管理研修に参加したりとかいった研修、それからセミナーパークで県税職員あるいは市町の税務課の職員を対象に行われる税務事務講座という研修もございます。これにつきましては市町村民税あるいは固定資産税、徴収のほうもございます。それから庁内で行います申告業務従事職員に行います税務課あるいは長門税務署が講師になって行う研修、申告事務従事者研修など取り組んでおるところでございます。勿論、固定資産税におきましては県外のいろいろな団体が行う研修にも参加しておりまして、そういったものに参加することによりまして、税務課職員個人個人の資質向上に努めておるところでございます。税務事務につきましてはご案内のとおり、お金が当然からんでおります。勿論、市の主要な自主税源でございます。これを間違えるということになりますと、市長以下、担当がお詫びの記者会見とか、他所の市では行っておるようなことに発展するわけでございますが、とにかく職員の資質向上、それからやっぱり日頃のいろんな情報収集等でございます。研修に参加することで、他の自治体の職員とも交流することによりまして情報も収集することができるということで、積極的に行っておるところでございます。これから先もそういったものに積極的に参加することによりまして、適正、公平、公正な課税に資しますよう努めていきたいというふうに考えております。

**林委員** それで今、職員さんはそうやって研修をされた成果というのを今お話をされました。それから令和元年度の長門市徴収対策本部の報告によると、令和元年度の収納実績というのは13科目中、8科目において前年度の徴収率を上回り、3科目が横ばい、2科目が下回る結果となったと。その結果、収入未済額は3億6,558万円となり、前年度より923万円縮減することができたが、徴収率は0.1ポイント下がり94.7%になったというふうにあります。そして、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響によって、これは先ほど財政課長もおっしゃいましたけれども、感染症の影響によって収入や売上げが減少して納付困難な事例の増加が予想されるなど厳しい経済情勢のもとにあるが、徴収猶予や減免制度の適時適切な活用を図りながら法令を順守し、適正な債権

管理事務に取り組むというふうに宣言と言うか、謳われております。この令和元年度の取り組みを踏まえて、今こうしたことが次年度に予想される中で、具体的にちょっと方針というのをお持ちになって取り組まれようとされておるのか、そのあたりを確認させてください。

**緒方税務課長** 税務課といたしましては今、徴収猶予特例等の制度も入っております。それから来年度につきましては、9月議会で議決いただきました来年度の固定資産税の減免制度、コロナによる減免制度も条例改正により適用するような方向になっております。よく私が窓口に来られる知り合いの方とか、自営業の方などにコロナの影響を、証明を取りに来られたときにそのたびにどのような状況ですかとよく聞くんですけども、やはり非常に各事業者さんは影響を受けられて、しかもご承知のようにコロナの終息が全然見えてきておりません。非常に不安がられております。我々税務課は法とか条例、そういったものに適切に対応すべく法令に則って対応していかなければならないところでございますが、そういった方々の不安感をどこまで和らげられるのか、そこにつきましては我々の対応の、日頃の接遇次第だと思っております。やはり気軽に相談ただけて、我々相談を受けましたら税務課で対応できる分は勿論、対応しなければなりませんし、それ以外に福祉の関係、あるいは2階の観光政策課、あるいは産業戦略課の所管するいろいろな制度を、給付金等いろいろな制度につなげていくことが非常に大切ではないかなというふうに思っております。勿論、歳入確保は我々も考えているところではありますが、やはり状況が状況でするので、そういったものに適切に対応しながら住民の方の負担を和らげながら対応していきたいなというふうに考えておるところでございます。

**林委員** ちょっとじゃあ徴収対策本部の本部長である副市長に、令和元年度の実績、収納実績であるとか滞納事案の処理の仕方であるとかも含めて1点お尋ねしてこれで質疑を終わらせていただきたいと思うんですけども、国税庁の滞納整理の基本的な心構えというのがあります。いわゆるマニュアルですね。こういう形でやりなさいよという指導が入っています。これには、先ほど緒方税務課長もおっしゃいましたように、「徴収職員には大きな権限が与えられているが、その権限の行使は滞納者の生活や事業に重大な影響を及ぼすことから、滞納者の実情等を考慮し、応接中の言動等にも十分配慮し、適正適応に実施する」というふうにうたわれており、これは自治体もだいたい同様ですね。俗に一般論なんですけど、一般的に悪質と言われる滞納事案という明確な基準というのは、私去年も聞いたんですよね。一応明確な基準はないと。悪質という基準はないんですけども、この長門市徴収対策本部の今年度の報告によると、滞納対策の取り組みとして市税とか国民健康保険料ですね、差し押さえ、国保で言えば短期保険証交付とかですね、水道使用料であれば停水を行うなどにより目標

徴収率の達成を目指した、とあります。滞納者個々の現況や実情を正確に調査把握することが徴収行政にとってもっとも重要な仕事になると思うんですけれども、今言った報告に記された差し押さえ云々かんぬんというのは、こうした取り組みは今言った国税庁のマニュアルを踏まえて取り組まれていたものなのかどうか、お尋ねします。

**大谷副市長** 徴収対策本部の本部長としてお答えさせていただきます。この徴収権というのは、今委員ご指摘のとおり、特別権力関係の最たるものでございます。その行使にあたっては、今お示しのありました国税庁の対応マニュアル、これに基づいて当然私ども自治体の徴収職員も徴税職員も対応しないといけません。これは凜然たる事実であり、大方針だというふうに考えております。今委員が昨年もおっしゃいました、悪質な滞納者というような表現がお示しがありましたけれども、私どもは滞納者にはそれぞれ多重債務があったり病気があったり、そして担税力がそもそも薄い方であったり、いろんな事情がおありな方が、結果滞納になっていくものと考えておりますので、この悪質なものの基準であるものも、そして定義なるものも私どもは持ち合わせておりません。従って、先ほどの国税庁の示されているようなマニュアル、そういった大方針に沿って、個々の個別の滞納者の方の諸事情、実情を十分把握して粘り強く個別に対応させていただく、それに尽きると思います。そして、確かに先ほどの中には差し押さえとかいろいろな言葉が入っておりますけれども、決して徴収対策本部の中でそうした悪質とかそういった人権に関わるような取り扱いとかそういうことはしないように、私からも注意を促しているところでございます。

**重村委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、税務課 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は13時20分からとします。

— 休憩 12 : 21 —

— 再開 13 : 20 —

**重村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

**宮垣三隅支所長** 三隅支所にかかります決算書並びに主要な施策の報告書につきましては、特に補足説明等はございません。

**光井日置支所長** 日置支所につきましても、補足説明はございません。

**梶山油谷支所長** 油谷支所からも特別、補足説明はございません。

**重村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。

**橋本委員** 3支所長にお伺いいたします。きめ細地域活性化事業について、決算書 92 ページ、主要な施策の報告書 19 ページです。各支所それぞれにきめ細かな地域活性化事業をされておりますが、執行率も各支所とも 90%を超えておりますが、これらの要望はどのようにして支所に届くのか説明をお願いいたします。

**宮垣三隅支所長** それではただ今の質問にお答えいたします。このきめ細かな地域活性化事業につきましては、主に各自治会、団体等グループからの申請に応じて予算を執行しているものでございまして、主に最近の傾向といたしましては自治会長さんを通じての要望、あるいは特にこのいろいろな事業をする中で、赤線・青線の補修要望とかが最近は増えておりまして、そういった青線等につきましては、中には農業排水路とかそういったものも兼ねるところもございまして、そういった水利関係者の代表の方の要望もたまにあつて、大半としましては自治会長からの要望が大半でございまして。

**光井日置支所長** それでは日置支所の分についてお答えいたします。日置支所につきましても三隅支所と同じような感じでございまして、年度当初、自治会の行政協力員会議、自治会長会議がございまして、そちらにおきましてまずこの事業の周知・啓発活動を行っております。また、地区の社会福祉団体、それからボランティアグループ等のほうにも説明を行いまして、そちらのほうから要望が上がった時点で、内容を審査した上で予算の執行をしておるという状況でございまして。

**梶山油谷支所長** 油谷においても同様に、各自治会長から申請を受けまして、それに基づいて中で検討し決定をしているところでございまして。

**三輪委員** 今のことで関連ですが、先ほど橋本委員も言われましたが、執行率がそれぞれ前年度より大幅に上がっております。特に日置については 68.9%から 93.5%、油谷についても 85.2%から 92.5%、三隅についても 94.8%から 97.5%と上がっておりますが、執行率が上がった要因はどのような要因があつたのかをお尋ねいたします。

**宮垣三隅支所長** まず、このきめ細かな地域活性化事業につきましては、平成 22 年度からの継続事業であります。年度当初には改めて自治会長も代わられるということで、先ほど各支所からもありましたが、いろいろな PR もしておりますけれども、ある程度、地域の皆様もこういった支所長権限の予算があるということをご存知ですので、そういった各自治会からの要望とかも年々増えておりますので、なかなか実を言うところにはまだ応えてきてないという部分もありまして、今年度は支所機能の充実ということで予算を大幅アップしていただいておりますので、そういった面も含めまして今年度は積極的に事業のほうを

執行しているんですけれども、要望に対してどんどん応えていくという中で、ある程度執行率も、予算いっぱい結果的には使っておるといような状況でございます。

**光井日置支所長** 日置につきましても議員ご指摘のように、前年度については68.9%と低い執行率でございました。平成31年につきましては、特に緊急的に防護柵や地域の安全・安心確保事業等につきましては、緊急的な案件で死亡事故等もあって緊急に対応したところもございますし、施設についても老朽化が目立ってきておる中で、経年劣化によるところもありまして、早急の対応をしたというところで執行率が上がったというふうに判断をしておるところでございます。

**梶山油谷支所長** 油谷支所においても同様なんですけれども、この執行率が何故上がったのかという質問だろうと思えますけれども、この大きな要因といたしましては、このきめ細かな地域活性化事業そのものが、やっぱり地域に定着してきた、これがひとつの大きな要因だろうと思えます。さらには自治会長、毎年4月に自治会長集会を開催するわけなんですけれども、この中でも事業・制度の周知をしっかりと行ってきたというところがございます。ただ、一方で支所長の権限でこの事業を執行するということは当然、公平性をまず考えた上での執行ということは言うまでもございませませんが、その緊急性を要する他の事業で対応できないものという中で、年度当初に限られた予算を執行するということは、あと例えば年度末に緊急性を要する大きな事案があった場合に対応できないというところが、私たちには大変苦慮するところでもございます。

**重村委員長** 関連はございませぬか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、3支所の所管です。ご質疑がありましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 13:28 —

— 再開 13:29 —

**重村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小川会計管理者** 補足説明は特にございません。

**重村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**林委員** 決算書75ページになります。歳出科目ですね。一般的にこの会計課の

所掌事務として、より正確な収支見通しの把握に努めて、資金の収支計画に基づいた支払準備資金の確保であるとか、運用をしなければなりませんけれども、歳計現金や基金など、この令和元年度決算において会計課として、会計管理者としてどういう成果や課題があったというふうにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

**小川会計管理者** それでは令和元年度決算における成果や課題についてお答えをいたします。令和元年度の歳計現金につきましては、常時正確な収支予定を把握することによりまして可能な限り支払準備金を圧縮し、余剰金は短期預入可能な譲渡性預金等を利用して、細やかに預入を実施したところでございますが、大きな事業の完了等によりまして支払準備金が不足し、基金から繰替運用したこともございまして、歳計現金に係る平成 30 年度の利息収入は 142 万 4,978 円でしたが、令和元年度の利息収入は 28 万 5,320 円となっております。基金につきましては、金融機関へ預入をしておりますが、平成 29 年度からは債権運用を開始し、平成 30 年度からは基金の一括運用をしたことによりまして、令和元年度も債権運用を増額したところでございます。平成 30 年度は 528 万 5,774 円の運用益でございましたが、令和元年度は 1,024 万 4,178 円の運用益を得たところでございます。現在の超低金利と言われる状況下におきまして、公金の安全性を担保し効率的に運用益を確保することが課題だと考えております。

**林委員** 代表監査委員に 1 点お聞きいたします。今、会計管理者のほうから成果と課題というのがありました。この令和元年度の歳計現金や基金の運用について、監査の立場から見て所見というのがあればお願いいたします。

**岸田代表監査委員** 歳計現金並びに基金につきましては、毎月、例月現金出納検査を行っておりまして、その運用状況につきまして確認をしております。先ほど会計管理者のほうから言われましたように、30 年度から一括運用ということで相当の元年度については成果が上がっておりますけれども、金融機関——これまで、JA 長門大津のときは利率が年に 0.4% で、他の金融機関よりも相当高い利回りであったというところが、山口県農協になりまして全て 0.1% というふうに 0.3% ほど落ちたわけでございます。例月現金出納検査のときも会計管理者のほうに申しておりますけれども、いわゆる資金計画の的確な把握、それと短期間で少しでも運用できるようなことは申しております。決算については、特に問題になるようなことはないというふうに思っております。

**林委員** これで終わりにしますが、ちょっと会計管理者に 1 点ほど。この備品台帳というのがあるじゃないですか。それで備品台帳というのは、実際の備品の不一致を防ぐため事務事業の中でも一番これは求められます。備品台帳の整理というのは。特にこの令和元年度に何が起きたのかと言うと、旧庁舎から

本庁舎に移転しているわけですね。そのとき紙ベースの台帳と、いわゆる電子データベースがごちゃごちゃになって、おそらく大変だったのではないかなというふうに推測されるんですけども、この令和元年度を通じてどのようにこの備品台帳の整備に取り組まれたのか、その点をお聞きして質疑を終わらせていただきます。

**小川会計管理者** それでは備品台帳の整備についてお答えをいたします。林委員から今ご案内のとおり、令和元年度につきましては特に本庁舎の完成・引越しがありましたので、新規購入の備品、それと廃棄処分した備品、また移管した備品の整理を集中的に行ったところがございます。令和元年度行政監査では備品台帳の一元的な管理ができていないというご指摘をいただいたことから、市町村合併前の紙ベースの台帳で管理している備品を現在、財務会計システムにデータ登録しておりまして、備品台帳の一元化を進めているところがございます。今後、各部署におきまして適正な備品管理が行われているかの備品確認を実施いたしまして、職員に物品管理に対する重要性を意識づけていくことが重要だと考えているところがございます。

**重村委員長** ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了します。次に、選挙管理委員会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**大庭選挙管理委員会事務局長** それでは昨年度行われました選挙の概要について少しご説明をさせていただきます。まず、4月7日施行の山口県議会議員一般選挙ですが、無投票となりました。県内選挙区では、宇部市、下松市、光市、そして周防大島町で同じく無投票となっております。次に、7月21日施行の参議院議員通常選挙ですが、当日有権者数29,497人、選挙区のみとさせていただきますが、投票率は57.2パーセント、また、投票された方の43.8パーセントが期日前投票をされております。ご参考までに、全国の投票率は、48.8パーセントでした。最後に、11月17日施行の市長選挙及び市議会議員補欠選挙ですが、これは当日有権者数29,176人、これもまた市長選挙のみとさせていただきますが、投票率は62.6パーセント、このうち期日前投票を利用された方は42.1パーセントとなっております。

**重村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**中平委員** 今局長からも説明がありましたが、決算書110ページ、2目「選挙啓発費」「900 選挙啓発費」について、これは投票率のことをここで聞いてもよろしいでしょうか。投票率向上についての取り組みについてここで聞いてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ声あり）それではお尋ねします。

**大庭選挙管理委員会事務局長** 選挙啓発のこととしてお答えさせていただきます。もちろん選挙啓発は投票率向上を図ることを目的としてやっております。昨年度の活動につきましては毎年、これは決算の時に報告していると思っております。いわゆる小中学生を中心に選挙啓発のポスター、習字等を募集しております。あと昨年度は選挙啓発としまして、参議院選挙の時に街頭で投票を呼び掛ける啓発を行わせていただきました。市長選挙につきましては1週間と選挙期間は短いので、そういった街頭での選挙啓発は行ってはおりません。

**三輪委員** 決算書の112ページ、参議院議員選挙費ならびに114ページ市長選挙・市議会議員補欠選挙費の施設・設備等借上料についてお尋ねをいたします。投票所となる施設はどのような要件を満たさなければならないのかをお尋ねいたします。

**大庭選挙管理委員会事務局長** まず投票所に、基準みたいなと思われるんですけど、まず公職選挙法上で投票区は市町村選挙管理委員会が告示し、投票所は選挙管理委員会が指定した場所に設けるとされています。さらには、かなりこれ古いお話にはなるんですけど、ご参考までに昭和44年の当時の自治省選挙部長のほうから各都道府県の選挙管理委員長あてに、投票所から投票人の住所までの道程が3キロメートル以上の場合を含む場合の地区にあつては投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の廃止に努めること。また選挙人名簿登録者数が3,000人を超える場合は投票所の分割を行うこと。さらにこの2つに該当しなくても2キロメートル、2,000人の場合であっても再検討し、投票所の増設に努めることという通知がなされております。ただこれかなり、昭和44年のお話でしたので、現在は会議の中では移動期日前の導入や、共通投票所の設置を検討していただけないかということが叫ばれております。本市におきましては明確に、例えば要綱とかで定めた選挙投票所を設ける基準は設置していませんけども、基本的には市の施設を使用しておりが、それでは数が足りませんので、自治会の集会所や協同組合の施設をお借りしております。そのために、一律ですけども7,000円の施設使用料をお支払しております。施設を決める場合の基準ですけども、まず衆参同時選挙を想定して5回の投票行動に対してスペースが確保できるか、またバリアフリーに対応しているか、それと駐車スペースを確保できるのか、というので検討しております。最近では新型コロナウイルス感染症対策のため、3密を避けるスペースがあるかというのを重点において最終的に選挙管理委員会で決定し、皆さんにお知らせをさせていただいているところでございます。

**中平委員** 決算書109ページから114ページ、これ市長選挙、参議院選挙の投票用紙、投票後の用紙ですが、管理はどのようにされておられますか、お尋ねします。

**大庭選挙管理委員会事務局長** 投票用紙の管理ですけども、選挙期間中、いわゆる期日前投票が始まりました際は、前日まで金庫の方に保管しております。これ各支所も同じなんですけども、朝必要な枚数を取り出しまして、夜終わったら当日の投票者数と残票を確認して翌日に備えるということです。最終的に選挙が終わりましたら最終的には使わなかった票は処分をしております。

**中平委員** 開票後の投票用紙はみんな廃棄するという意味でよろしいでしょうか。

**大庭選挙管理委員会事務局長** 未使用の投票用紙は廃棄処分いたします。

**中平委員** 有権者が候補者の名前を書いて、開票作業をされますよね。その後の投票用紙のことを。

**大庭選挙管理委員会事務局長** すみません。間違えていました。投票後は封印して保管をしております。と言いますが、いろいろ審査請求とかそういったことが出てくる可能性がありますので任期中は保管をさせていただいております。それは選挙管理委員会内の倉庫で厳重に保管させていただいております。

**重村委員長** ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査を終了します。次に、監査委員事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**大庭選挙管理委員会事務局長** 補足説明はとくにございません。

**重村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了します。次に、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**杉村消防長** それでは、消防費について、補足説明を申し上げます。令和元年度の決算額は、前年度比較、約 2,600 万円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、西消防署の高規格救急自動車の更新によるものでございます。それでは、主なものにつきましてご説明申し上げます。決算書では、229 ページ、主要な施策の報告書では 61 ページからとなります。まず、常備消防費では、消防車両更新計画に基づきまして、ただ今申し上げました西署の救急車及び消防用広報車の更新を行っております。次に非常備消防費では、消防団車両整備計画に基づき、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車並びに小型動力ポンプの更新を行いました。また、消防施設費においては、消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性防火水槽を湯本地区と渋木地区に整備いたしました。消防費の補足説明については、以上でございます。

**重村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**林委員** 杉村消防長に一点ほど、この決算を通じて所見をお尋ねしたいんですけども、ちょうどこの決算書に記されているように、常備消防と非常備消防に分かれております。それを含めて、市民の生命と財産を守ることからして、昨年度、昨年度というよりも消防の火災発生件数であるとか、救急出動件数であるとかというのは、これはホームページに記されております。このカウントの仕方が、その年の1月1日から12月31日までということで、年度のことは聞けないんですけども、そうは言っても31年度の間、それも含まれていますのであえて聞きますけど、31年は火災件数が全部で19件となっております。救急車両の出動件数というのが1,779件ということになってはいますが、杉村消防長として、いろいろ、特にソフトパワーというか消防署員とか職員さんとか消防団員の方という、そういうところはかなりゆだねられている部分がありますので総じてこの令和元年度を振り返って、消防長として成果や課題について御所見があればお延べになってください。

**杉村消防長** まず消防本部でございますけども、今の31年度という話はちょっと変わってくるかと思えますけど、新しい消防庁舎が平成29年6月に竣工しております。新しい庁舎には高機能消防通信指令装置を備え、119番通報があった時にはすぐに場所が特定できるということで、迅速に市民の命を守るために救急車なり消防車の出動が行えるようになっております。一方、西消防署については老朽化が顕著となっておりますが、これについては、今油谷地区の小さな拠点づくりの中で更新が行われる予定となっておりますのでこちらについてもよろしくお願ひしたいと考えております。消防は市長が常々言っておりますが、市民の命と生活を守る。特に命を守るということに重点を置きまして、職員が訓練塔などを利用して常に迅速に消火活動ができるように訓練を積んでいるところでございます。平成29年にはパワハラ事案が起きまして、市内外に大きな衝撃を与えたところでございますが、市民の命を守る職員の暴力行為というのは許されないということで、こちらについても職員の指導を徹底しているところでございます。管内の面積が広いということで、常備消防だけでは市内の安全を守れないというところもござますので、その点につきましては消防団を1,000人近く配備しておりまして、消防団と両輪となって災害の防止に努めているところでございます。お答えになっているか分かりませんが、以上で答弁を終わります。

**中平委員** 今消防長からも話がありましたが、決算書232ページ、常備消防費「010 消防職員研修事業」についてですが、まずこの研修事業の成果と課題についてお尋ねします。

**増山総務課長** 消防職員研修事業でございますが、職員研修として専門的な消防の技術習得に係る研修経費を計上しております。具体的に言いますと、県消

防学校へ新規採用職員を入校させる初任総合教育、また、中堅職員等を参加させる大規模災害対策研修、救助の専門的な技術を習得させる救助科、火災原因調査の専門的な知識を習得させる火災調査科等がありましていずれも消防に特化した研修となります。これらの研修を通じて消防全般にわたり、技術を習得するという面では成果があるというふうに思っております。

**中平委員** それではこの研修事業の中ではコンプライアンス研修、交通法規の遵守、先ほど消防長が言われたパワハラ等の予防の研修はされていないということで、そういう研修はどこかでされているということでしょうか。

**増山総務課長** 市の取り組みとしてはハラスメント対策研修、及びコンプライアンス研修が該当すると思えますけども、これは29年のパワハラの記事に対しまして29年度は課長級以上を対象に外部講師を招いて2回にわたりハラスメントの対策研修に参加しました。それに消防本部からは課長、署長級、消防長を含めて参加したところでございまして、30年度につきましてはその対象を課長補佐級以上としたところでございます。そういったところで、消防本部単独での研修はしておりませんが、常々消防本部の課長会議等において29年の反省を踏まえて課長、署長はしっかり職員と会話し、職場管理に努めるようにしており、職場でそういうことが二度と起きないように取り組んでいるところでございます。

**中平委員** 次に決算書232ページ、報告書は61ページです。消防施設等整備事業についてですが、広報車整備事業で1台395万2,000円で購入されたとありますが、この広報車はどのような活動をされているのでしょうか。お尋ねします。

**宮本消防本部総務課長補佐** 昨年度更新整備いたしました消防用広報車の活動実績ですが、平常時は庁外での各種住民指導や予防査察、また火災予防運動週間中の巡回広報、それに加えて火災発生時は原因調査等のため出動しております。外部スピーカーを備えておりますことから、消防用広報車という名称をつけておりますが、実際にはただいま申し上げました用務等で使用しております。

**中平委員** 次に決算書229ページから234ページまでの1目「常備消防費」について質疑させていただきます。先ほど林委員のほうからも回数が厳密には出ないと言われましたが、令和元年度の救急出動、回数は聞きません。救急出動に対して医療機関との連携や対応等に関してどのような課題があったのかお尋ねします。

**岩本消防本部次長** 救急現場における医療機関との連携における課題等についてということでございますけど、救急出動時に患者の搬送先病院を決定するうえで病院のほうに連絡を入れますが、その受け入れ時間に時間を要しているの

が現状であります。これにつきましては、病院の諸事情もあろうとは存じますが、ベット満床、処置困難、また専門外等の理由によって病院が決まらず、最終的には病院までの搬送時間が遅延しているという状況ではございますが、これにつきましては、長門市救急医療対策協議会の席上におきましても、医師会の代表理事、また、市内救急指定病院の院長もご出席されていることから、その場においても救急体制の強化についてご協力をお願い申し上げているところであります。

**中平委員** その後の救急搬送された患者さんの中には、市内の病院でも今言われましたように、受け入れ時間に時間がかかったり、それと市外の救急病院に行かれたり、時には県外の病院に搬送したりという話も聞きましたが、不幸にも受け入れ先がなかったなどの事例がありますでしょうか、お尋ねいたします。

**岩本消防本部次長** 市内の医療機関で搬送先が決定せずに管外の医療機関に搬送した人数ということでお話をさせていただきますと、令和元年中は直接長門市外へ搬送したのが 44 件、参考までにその前の年の平成 30 年は 29 件ということで 15 件の増ということとなっております。なお、今年につきましては 9 月 30 日現在 20 件ほど市外の病院に搬送しております。

**中平委員** 救急患者受け入れが遅くなったり、これは市内、市外も含めてですね、できないとなれば命に関わる問題であります。まず将来に渡って持続可能な地域医療体制をどう講じていくのか、大きな政策課題だと私は思います。そのあたりをできれば副市長の見解をお尋ねしてこの質疑を終わります。

**大谷副市長** ただいま委員がおっしゃいましたように、当市の置かれた救急医療体制、大変医療機関の問題、その特定科目のドクターがいらっしゃらない、特に循環器内科、脳外科、そういったところでこの市内にいらっしゃらないという大変残念な体制にあることは事実です。その結果、いわゆるドクターヘリ、この出動回数が県内でも随一第 1 位、ダントツでございます。その結果救われるべき命がちゃんと救われているということの裏返しではございますけれども、やはり宇部からわざわざドクターヘリが飛んできて、そして搬送していく。中には転院される、こちらの医療機関からドクターヘリによって転院をされるという事態も数件と言いますか、けっこうございます。やはりこういった体制は盤石とは、こういった体制で救われているという裏返しではあるんですけども、やはりこの救急医療体制については市長も言っております、市民の命と健康を守る、命と生活を守る、こういった観点から申し上げればやはり脆弱と言わざるを得ないと思います。そういったことのないように、こちらの基幹病院でございます、山口大学附属病院、こういったところとも市長自らまいってお願いしております。毎年のことです。ぜひこちらの脳外科、循環器内科体制少しでも 1 日でも多く来ていただけないか、そういったお話をしているところで

ございます。そういったことも合わせまして、救急医療体制並びに緊急の医療体制、こういったものを少しでも1歩前へ出れるよう、これからも努めてまいりたいというふうに考えております。

**重村委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、消防本部所管の審査を終了します。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、15日、午前9時30分から審査を行います。本日は、これで延会します。大変お疲れ様でした。

— 延会 14:04 —